

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年1月25日提出
【計算期間】	第9期(自 平成27年10月27日至 平成28年10月25日)
【ファンド名】	新生・U T I インドインフラ関連株式ファンド
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 外和 正光
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【事務連絡者氏名】	伊藤 真澄
【連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-6400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行うことを基本とします。

ファンドの基本的性格

## 1) 商品分類

単体型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単体型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ( ) 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含、日本)	ファミリーファンド	あり ( )
	年2回	日本		
年4回	北米			
年6回 (隔月)	欧州			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ( )	中南米		
その他資産 (投資信託証券(株 式(一般)))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載して

おります。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式（一般））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

#### < 商品分類の定義 >

##### 1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### 2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### 3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### 4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### < 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### < 属性区分の定義 >

##### 1. 投資対象資産による属性区分

###### (1) 株式

- 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

###### (2) 債券

- 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

### (3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

### (4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

### (5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

## 2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

## 3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい

う。

#### 5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### 6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### 7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

### ファンドの特色

#### 1. 主として、インドのインフラストラクチャー関連株式等に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざします。

- インドの金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

株式への直接投資に加えて、上記企業の預託証券\*等に投資する場合があります。これらを総称して、以下「インフラ関連株式等」といいます。

\*預託証券：Depositary Receiptのことで、頭文字をとってDRと略することがあります。株式を実質的に所有しているのと同様の経済効果を持つ証券のことで、

- インフラ関連株式等への投資は、モーリシャス籍の円建て外国投資信託[Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited] Class B(以下「投資先ファンド」といいます。＜投資先ファンドの概要＞をご参照ください。)の投資証券への投資を通じて行います。(当ファンドはファンド・オブ・ファンズです。)

- 主として、投資先ファンドに投資しますが、そのほか国内投資信託「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券にも投資します。

- 実質組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

- 当ファンドの投資対象であるインドのインフラ関連株式等には寄与度が10%を超える、または超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

インフラストラクチャー (infrastructure)とは「社会基盤」という意味で、「インフラ」と略することがあります。道路・鉄道や空港・港湾などの交通・物流、電力・ガスなどのエネルギー供給、上下水道サービス・都市基盤や通信など多岐にわたります。

#### 2. UTIグループによる運用

- 投資先ファンドは、インド国内大手の運用会社であるUTIグループが運用します。

- UTIグループは、1963年にインドで最初に設立された40年以上の歴史を持つインド国内最古の投信会社です。

## 信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

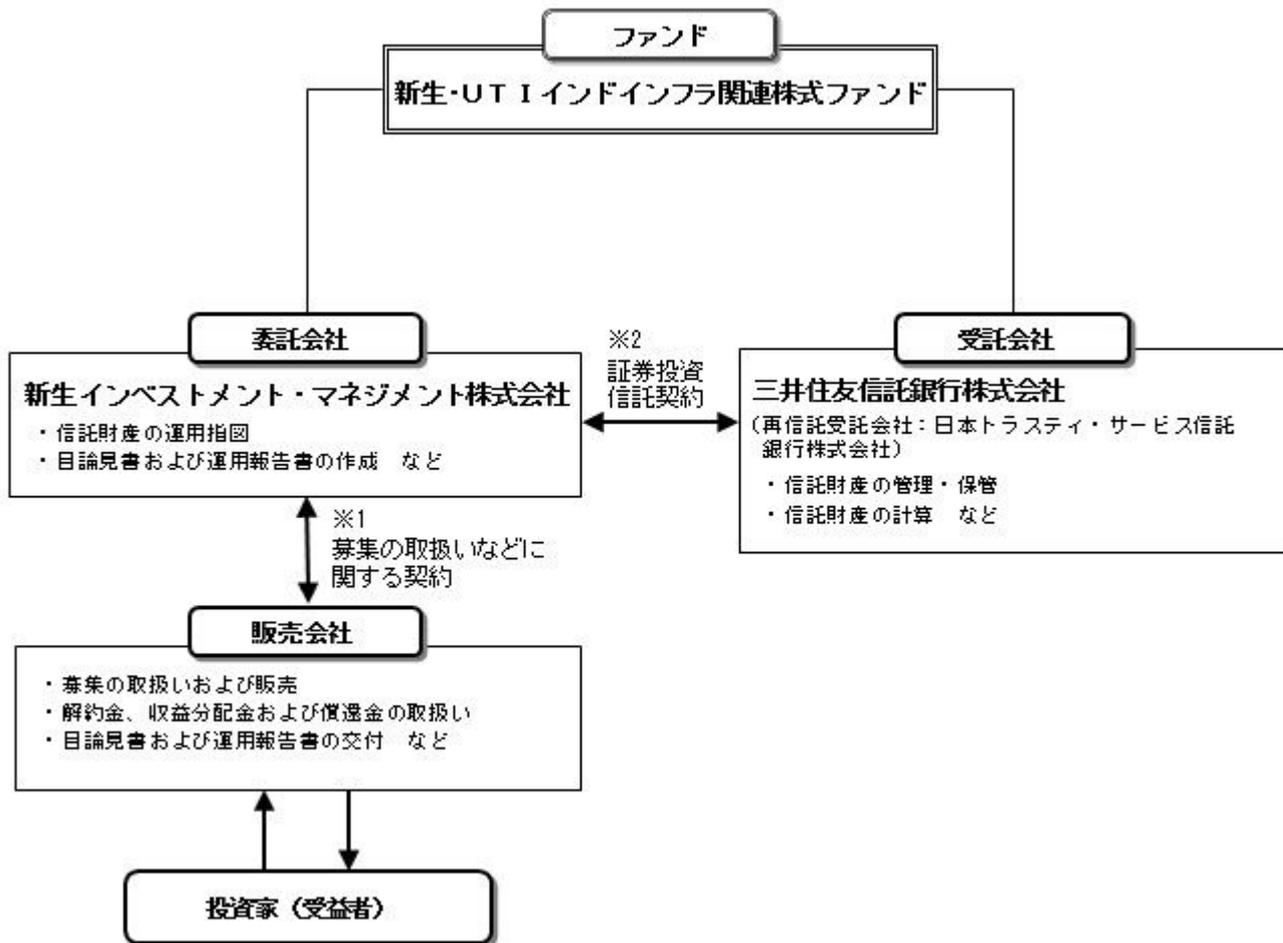
## (2) 【ファンドの沿革】

平成20年 2月29日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

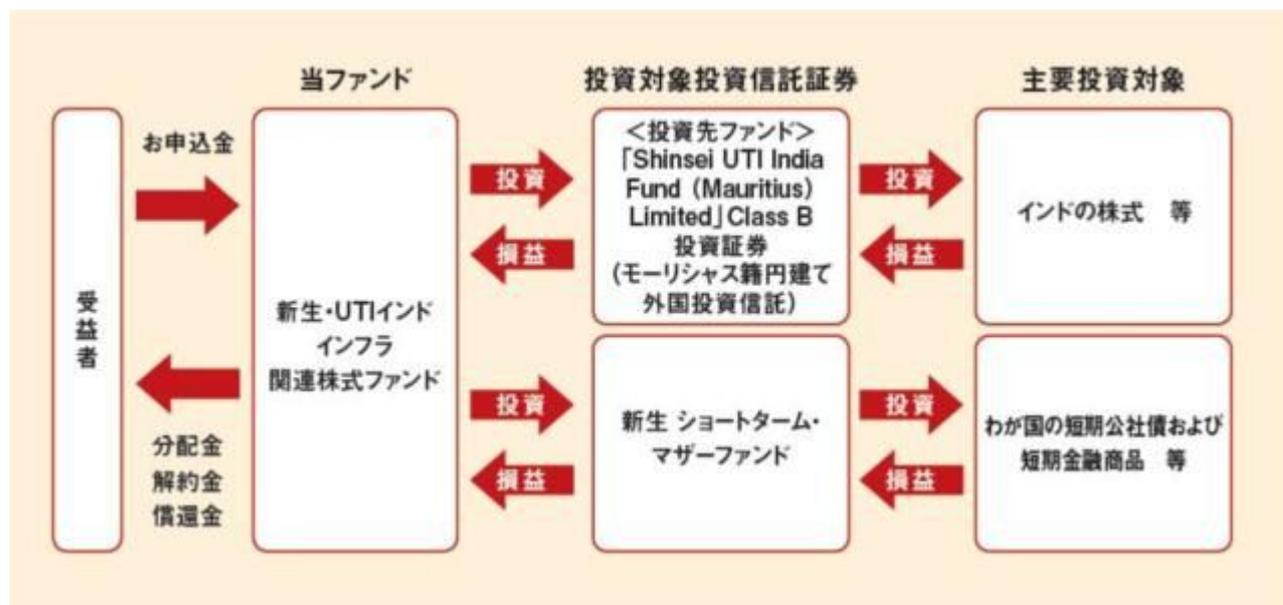
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

## &lt;ファンド・オブ・ファンズの仕組み&gt;

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



委託会社の概況（平成28年10月末現在）

1) 資本金

4億9,500万円

2) 沿革

- 平成13年12月17日： 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立
- 平成14年 2月13日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録
- 平成15年 3月12日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可
- 平成19年 9月30日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録
- 平成27年11月 4日： 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」のClass B投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）及び証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）を主な投資対象とします。

当該外国投資信託は、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

投資信託証券については、見直しを行うことがあります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を変更したりする場合があります。

資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## （２）【投資対象】

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

・次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

・次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として次の外国投資法人の投資証券および次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託です。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class B投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- 2．証券投資信託「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- 3．短期社債等（社振法第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）および  
コマーシャル・ペーパー
- 4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

### 投資先ファンドの概要

#### 1) 「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」 Class B投資証券

ファンド名	「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」 Class B投資証券	
形態	モーリシャス籍の円建て外国投資法人	
運用の基本方針	成長性の高いインドのインフラストラクチャー（*1）関連事業を営む企業の株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長をめざした運用を行います。	
主な投資対象	ボンベイ証券取引所またはナショナル証券取引所に上場する株式等を主要投資対象とします。ただし、直接投資に加えて、預託証書（*2）を用いた投資を行うこともあります。	
ファンドの 関係法人	運用会社	UTI Investment Management Company (Mauritius) Limited
	運用助言者	UTI ASSET MANAGEMENT COMPANY LIMITED
	管理会社	Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited

ファンドの特徴	<p>1.主として、ボンベイ証券取引所またはナショナル証券取引所に上場する、インフラのインフラストラクチャー関連企業の株式に投資を行い、中長期的な信託財産の成長をめざした運用を行います。</p> <p>2.マクロ経済や、セクター見通しの分析によるトップダウン・アプローチ、個別企業の予想 PERなどの定量分析や、成長性などの定性分析によるボトムアップ・アプローチにより、ポートフォリオを構築します。</p> <p>3.運用会社である UTI Investment Management Company (Mauritius) Limited は、UTI ASSET MANAGEMENT COMPANY LIMITED からの投資助言をもとに運用を行います。</p> <p>*当ファンドは純資産総額の10%を超えて借入れを行いません。</p>
手数料等	<p>申込手数料はかかりません。</p> <p>換金（解約）手数料はかかりません。</p> <p>運用報酬および管理報酬等は年率0.8%（上限）です。 （運用報酬：0.70%、管理事務代行会社報酬：0.07%、保管会社報酬：0.03%）</p> <p>当初のファンド設定費用は約105万円です。 （当該費用は当初5年間で償却します。（年額約21万円））</p>
決算日	毎年3月31日

（\*1）インフラストラクチャー（infrastructure）とは「社会基盤」という意味で、「インフラ」と略すことがあります。道路・鉄道や空港・港湾などの交通・物流、電力・ガスなどのエネルギー供給、上下水道・都市基盤や通信など多岐にわたります。

（\*2）預託証書とは、企業の株式を海外でも流通させるために、企業の株式を現地の銀行等に預託し、預託を受けた現地の銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証書は株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

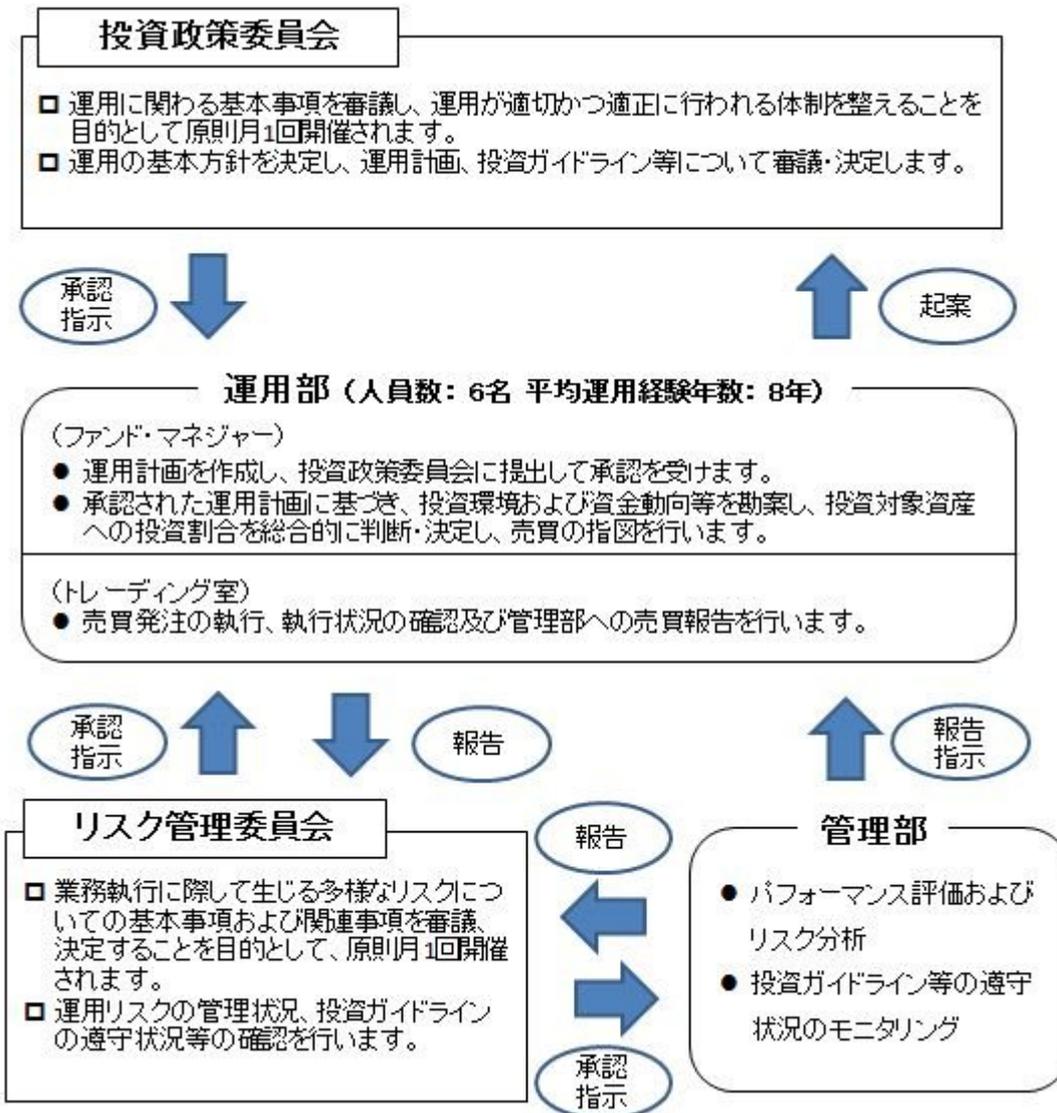
## 2) 新生 ショートターム・マザーファンド

ファンド名	新生 ショートターム・マザーファンド
形態	親投資信託（マザーファンド）
運用の基本	わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資を行い、利子等収益の確保を図ります。
主な投資制限	<p>外貨建て資産への投資は行いません。</p> <p>先物取引等は価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避するため行うことができます。</p> <p>スワップ取引は金利変動リスクを回避するため行うことができます。</p>
設定日	2006年12月27日（水）
信託期間	無期限とします。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年12月10日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
申込手数料	かかりません。
信託報酬	かかりません。
委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

### （3）【運用体制】

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

ファンド運用に関する主な会議及び組織は以下の通りです。



また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンド・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

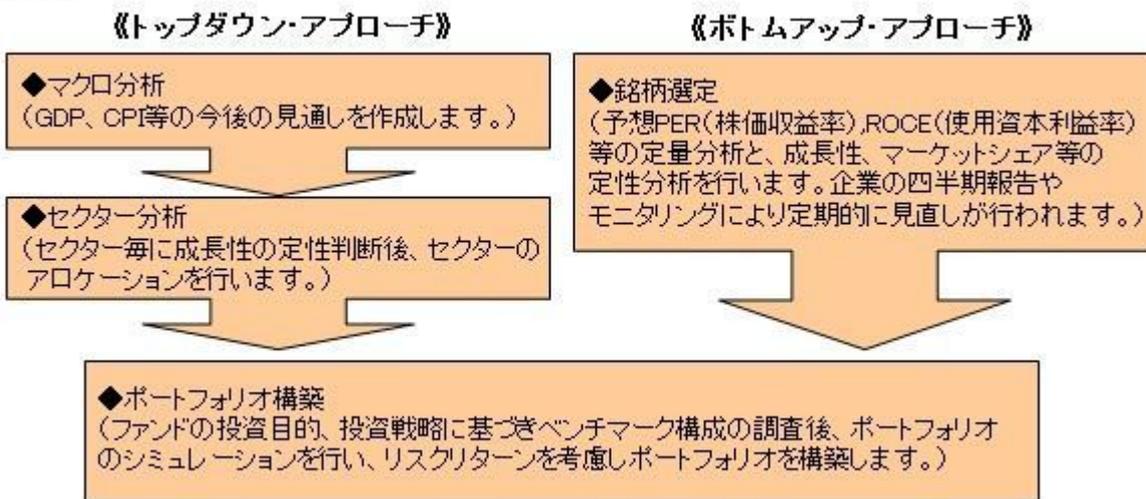
上記の運用体制は、平成28年10月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

< U T I アセット・マネジメント社 >

運用体制は以下の通りであり、それぞれの役割が明確に定義された体制となっています。

証券リサーチ部門	10名
ファンドマネジメント部門	17名
ポートフォリオマネジメント部門	11名
リスク管理部門	5名
コンプライアンス部門	5名

## 投資プロセス



上記体制等は、平成28年12月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

### (4) 【分配方針】

#### 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

#### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

#### 2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

#### 3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行いません。

#### 収益分配金の支払い

##### <自動けいぞく投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資契約<sup>\*</sup>を締結します。

\*：当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

##### <一般コース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

### (5) 【投資制限】

#### 約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券、短期社債等（社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 2) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。
- 3) 株式への直接投資は行いません。
- 4) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

- 5) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 6) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 7) 資金の借入れ
  1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  2. 前記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
    - イ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
    - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
    - ハ) 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
  3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
  4. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
  5. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- 8) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 9) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

#### 価格変動リスク（株価変動リスク）

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の株式を実質的な投資対象としますが、そうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それ

らのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

#### 信用リスク（特定銘柄集中投資リスク）

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。また、当ファンドの実質的な投資対象には寄与度が10%を超える、または超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起こりやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

#### 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。すなわち、実質的に組入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

#### カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。

また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化（格付けの低下）、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起こりやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

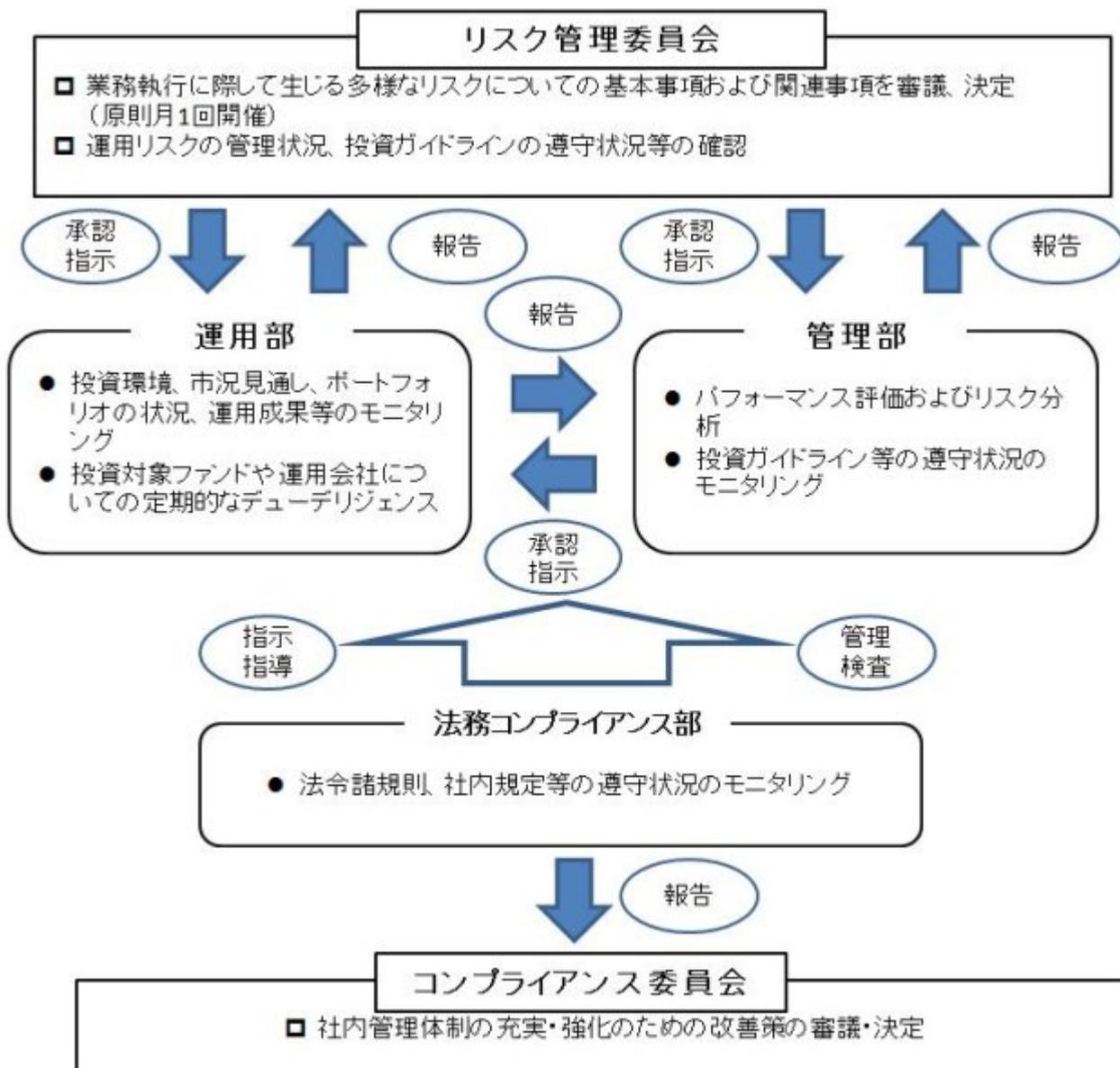
#### その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。
- 5) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## （２）リスク管理体制

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

- ・ 当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会の下で一元的に管理する体制となっております。管理部、運用部等から報告されるモニタリング結果等がリスク管理委員会に集約され、その管理状況について確認が行われます。また、管理方法等に改善の必要が認められた場合には、リスク管理委員会は関係部に必要な措置を行うよう指示します。
- ・ 運用部は、投資環境、市況見通し、ポートフォリオの状況、ならびに運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行い、原則として月次にて運用計画の見直しを行い、投資政策委員会の承認を経て、投資対象資産への投資割合および資金動向等を総合的に判断・決定し運用の指図を行い、トレーディング室がその執行を行っています。
- ・ また、運用部は投資対象とするファンド及びその運用会社（運用権限の委託を行う場合にはその運用委託先）について、定期的にデューデリジェンスを行い、その結果を投資政策委員会に報告し、投資先ファンド及び運用会社の状況について確認を行います。
- ・ 管理部は、当社におけるリスク管理を所管し、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、法令、約款、投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。
- ・ 法務コンプライアンス部は、運用に関連する社内規程、関連する法令諸規則等の遵守状況についてモニタリングを行い、コンプライアンス委員会に報告します。重大な事案については、コンプライアンス委員会で審議され、必要に応じて決定した改善策について関係部に指示を行い、社内管理体制の充実・強化を図っています。



上記体制は平成28年10月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

#### < U T I アセット・マネジメント社 >

リスク管理政策はリスク管理部門の長と各部門の長との間で決定されます。フロント、バック、リスク管理

業務等が全て統合され、関係部署が瞬時に状況を把握できるシステムに基づきリスク管理がなされます。コンプライアンス・オフィサーとリスク管理部門は運用部門とは独立しチェックしています。

上記体制等は、平成28年12月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

## [投資リスク]

### (参考情報)



## 4【手数料等及び税金】

## (1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.78%（税抜3.5%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜自動けいぞく投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。

## (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

## (3) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞		
当ファンド	1.2312% （税抜1.14%）	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 日々のファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額とします。
投資対象とする投資信託証券	0.7%	管理・投資運用等の対価です。
実質的負担	1.9312%程度（税込）	

・投資先ファンドの運用報酬（純資産総額に対して年率0.7%）を加えた実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年1.9312%程度です。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資先ファンドの概要」をご覧ください。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）	合計	役務の内容
	1.2312% (1.14%)	
委託会社	0.4212% (0.39%)	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	0.7560% (0.70%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
受託会社	0.0540% (0.05%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

括弧内は税抜です。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

## (4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。(ただし、これらに限定されるものではありません。)

- ( a ) 株式等の売買委託手数料
- ( b ) 外貨建資産の保管費用
- ( c ) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- ( d ) 信託財産に関する租税
- ( e ) 信託財産に係る監査費用等
- ( f ) その他信託事務の処理等に要する諸費用(法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。)

( a ) から ( d ) 記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、( e ) 記載の費用に関しては、監査に係る手数料等(年額105万円および消費税)が日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。

( f ) 記載の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とします。

また、投資先ファンドにおいて組入有価証券等の売買の際、発注先証券会社等に支払う手数料および監査に関して監査法人に支払う手数料(監査報酬)が別途投資先ファンドから支払われます。

その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ( 5 ) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

### 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益)<sup>\*</sup>については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

<sup>\*</sup>解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限り)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満

の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人受益者の場合

##### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

##### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本

##### 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

##### 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

#### 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

##### 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

##### 2) 受益者が収益分配金を受け取る際

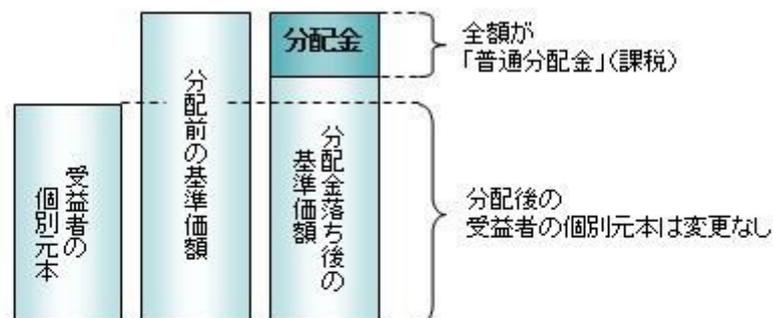
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

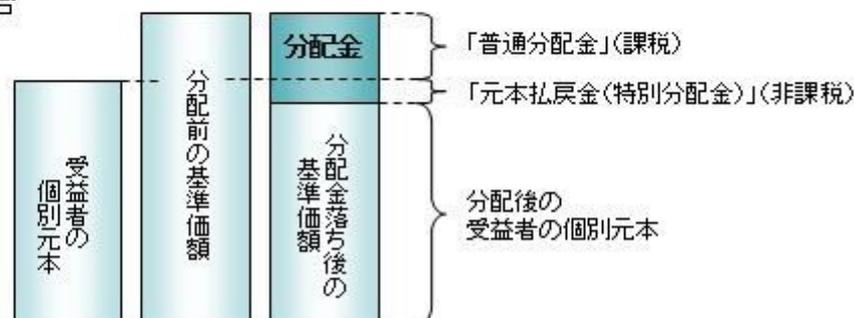
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

#### <分配金に関するイメージ図>

##### イ) の場合



##### ロ)、ハ) の場合



上記は平成28年10月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## 【新生・UT I インドインフラ関連株式ファンド】

以下の運用状況は2016年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## ( 1 ) 【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	モーリシャス	1,112,063,616	97.65
親投資信託受益証券	日本	10,225,583	0.90
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		16,577,312	1.46
合計(純資産総額)		1,138,866,511	100.00

## ( 2 ) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
モーリ シャス	投資証券	Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class B	1,626,968.349	674	1,096,731,391	683.51	1,112,063,616	97.65
日本	親投資信託受 益証券	新生 ショートターム・マザーファ ンド	10,045,764	1.0179	10,225,583	1.0179	10,225,583	0.90

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	97.65
親投資信託受益証券	0.90
合計	98.54

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## ( 3 ) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2008年10月27日)	949	949	0.3378	0.3378
第2計算期間末 (2009年10月26日)	2,375	2,375	0.6715	0.6715
第3計算期間末 (2010年10月25日)	2,006	2,006	0.6671	0.6671
第4計算期間末 (2011年10月25日)	1,089	1,089	0.4156	0.4156
第5計算期間末 (2012年10月25日)	1,017	1,017	0.4187	0.4187
第6計算期間末 (2013年10月25日)	927	927	0.4341	0.4341
第7計算期間末 (2014年10月27日)	1,380	1,380	0.6683	0.6683
第8計算期間末 (2015年10月26日)	1,456	1,456	0.7459	0.7459
第9計算期間末 (2016年10月25日)	1,123	1,123	0.6277	0.6277
2015年10月末日	1,425		0.7309	
11月末日	1,326		0.6873	
12月末日	1,293		0.6757	
2016年 1月末日	1,109		0.5853	
2月末日	1,004		0.5330	
3月末日	1,119		0.5983	
4月末日	1,152		0.6157	
5月末日	1,162		0.6227	
6月末日	1,078		0.5836	
7月末日	1,179		0.6452	
8月末日	1,136		0.6233	
9月末日	1,104		0.6086	
10月末日	1,138		0.6361	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2008年 2月29日～2008年10月27日	0.0000
第2期	2008年10月28日～2009年10月26日	0.0000
第3期	2009年10月27日～2010年10月25日	0.0000
第4期	2010年10月26日～2011年10月25日	0.0000
第5期	2011年10月26日～2012年10月25日	0.0000
第6期	2012年10月26日～2013年10月25日	0.0000
第7期	2013年10月26日～2014年10月27日	0.0000
第8期	2014年10月28日～2015年10月26日	0.0000
第9期	2015年10月27日～2016年10月25日	0.0000

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2008年 2月29日～2008年10月27日	66.22
第2期	2008年10月28日～2009年10月26日	98.79
第3期	2009年10月27日～2010年10月25日	0.66
第4期	2010年10月26日～2011年10月25日	37.70
第5期	2011年10月26日～2012年10月25日	0.75
第6期	2012年10月26日～2013年10月25日	3.68
第7期	2013年10月26日～2014年10月27日	53.95
第8期	2014年10月28日～2015年10月26日	11.61
第9期	2015年10月27日～2016年10月25日	15.85

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### （４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2008年 2月29日～2008年10月27日	3,458,809,847	648,628,697
第2期	2008年10月28日～2009年10月26日	1,329,513,063	601,945,840
第3期	2009年10月27日～2010年10月25日	220,982,618	751,310,080
第4期	2010年10月26日～2011年10月25日	116,937,472	503,038,709
第5期	2011年10月26日～2012年10月25日	82,616,471	273,776,913
第6期	2012年10月26日～2013年10月25日	420,283,227	714,033,577
第7期	2013年10月26日～2014年10月27日	693,813,890	764,209,758
第8期	2014年10月28日～2015年10月26日	782,522,964	896,241,469
第9期	2015年10月27日～2016年10月25日	66,443,760	228,830,172

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

#### （参考）

新生 ショートターム・マザーファンド

以下の運用状況は2016年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		248,006,209	100.00
合計（純資産総額）		248,006,209	100.00

#### 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

### イ. 評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

### ロ. 種類別の投資比率

該当事項はありません。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 参考情報

# 運用実績

(2016年10月末現在)

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後の値です。

## 分配の推移

決算期	分配金
2016年10月	0円
2015年10月	0円
2014年10月	0円
2013年10月	0円
2012年10月	0円
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、課税前です。

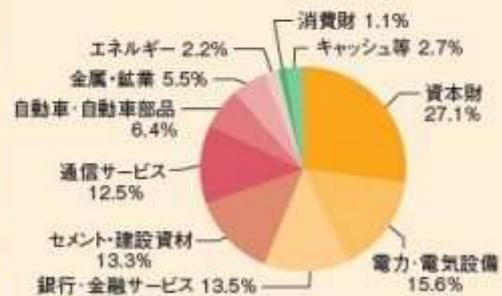
## 主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

### 【組入れ上位10銘柄】

	銘柄名	業種	組入比率
1	ラーセン&トップロ	資本財	17.5%
2	バーティ・エアテル	通信サービス	10.5%
3	ハウジング・ディベロップメント・ファイナンス	銀行・金融サービス	9.4%
4	シュリー・セメント	セメント・建設資材	8.5%
5	カミンズ・インド	電力・電気設備	5.3%
6	ウルトラ・テック・セメント	セメント・建設資材	4.9%
7	グラインドウェル・ノートン	資本財	4.5%
8	FAGペアリングス・インド	自動車・自動車部品	4.4%
9	サーマックス・インド	電力・電気設備	4.1%
10	ヒンドウスタン・ジンク	金属・鉱業	3.5%

### 【業種配分】



※【組入れ上位銘柄】および【業種配分】の比率は投資先ファンドの純資産総額をもとに算出した比率です。

※上記の業種はUTIアセット・マネジメントの業種区分に基づいています。

## 年間収益率の推移

※設定日以降の収益率を表示しています。＜暦年ベース＞

※当ファンドにベンチマークはありません。



・ファンドの収益率は、課税前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

・2008年は設定時(2月29日)から年末までの収益率、2016年は年初来10月末までの収益率を表示しています。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

## 1【申込（販売）手続等】

### （1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

### （2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜自動けいぞく投資コース＞と＜一般コース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

#### ＜自動けいぞく投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

#### ＜一般コース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

### （3）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

### （4）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

### （5）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

モーリシャスの銀行休業日

ボンベイ証券取引所の休業日

ナショナル証券取引所の休業日

### （6）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

### （7）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜新生インベストメント・マネジメント株式会社＞

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

### （8）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

### （9）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

## 2【換金（解約）手続等】

### ＜解約請求による換金＞

#### （1）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### （2）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。な

お、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- モーリシャスの銀行休業日
- ボンベイ証券取引所の休業日
- ナショナル証券取引所の休業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

(6) 手取額

- 1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。
- 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
- 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

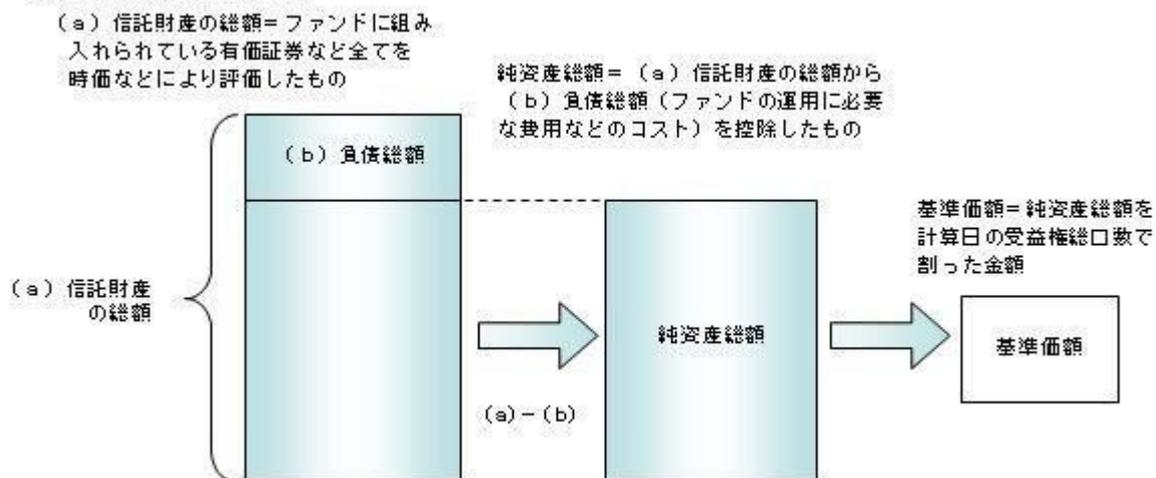
### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たり換算した価額で表示することがあります。

## &lt;基準価額算出の流れ&gt;



## 有価証券などの評価基準

- 信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

## &lt;主な資産の評価方法&gt;

## 投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

## 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

## 委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

無期限とします（平成20年2月29日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

## (4) 【計算期間】

原則として、毎年10月26日から翌年10月25日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

## 信託の終了（繰上償還）

- 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
  - 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
  - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
  - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

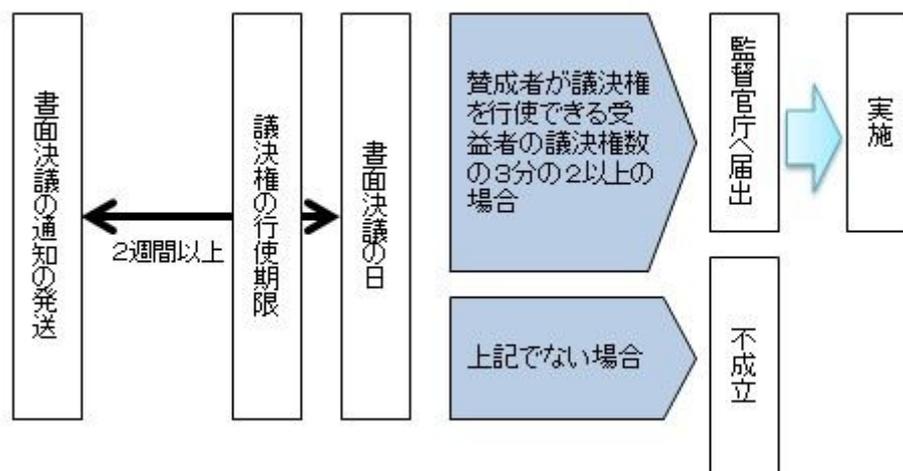
信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定める併合を除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

## &lt;書面決議の主な流れ&gt;



## 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

## 運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を原則として知れている受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

## 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

## 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

## (1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

## (2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

## (3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（平成27年10月27日から平成28年10月25日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【新生・U T I インドインフラ関連株式ファンド】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

	第8期 (平成27年10月26日現在)	第9期 (平成28年10月25日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	34,864,595	26,061,242
投資証券	1,422,150,111	1,096,731,391
親投資信託受益証券	10,225,583	10,225,583
未収利息	9	-
<b>流動資産合計</b>	<b>1,467,240,298</b>	<b>1,133,018,216</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,467,240,298</b>	<b>1,133,018,216</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払解約金	770,227	1,487,613
未払受託者報酬	427,991	303,028
未払委託者報酬	9,330,068	6,605,946
未払利息	-	71
その他未払費用	567,000	1,128,234
<b>流動負債合計</b>	<b>11,095,286</b>	<b>9,524,892</b>
<b>負債合計</b>	<b>11,095,286</b>	<b>9,524,892</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	1,952,294,509	1,789,908,097
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	496,149,497	666,414,773
<b>元本等合計</b>	<b>1,456,145,012</b>	<b>1,123,493,324</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,456,145,012</b>	<b>1,123,493,324</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,467,240,298</b>	<b>1,133,018,216</b>

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期 （自平成26年10月28日 至平成27年10月26日）	第9期 （自平成27年10月27日 至平成28年10月25日）
営業収益		
受取利息	3,859	713
有価証券売買等損益	179,454,056	215,418,720
営業収益合計	179,457,915	215,418,007
営業費用		
支払利息	-	8,129
受託者報酬	873,076	624,363
委託者報酬	19,032,765	13,610,922
その他費用	1,134,000	2,290,226
営業費用合計	21,039,841	16,533,640
営業利益又は営業損失（ ）	158,418,074	231,951,647
経常利益又は経常損失（ ）	158,418,074	231,951,647
当期純利益又は当期純損失（ ）	158,418,074	231,951,647
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	80,592,146	28,198,194
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	685,249,800	496,149,497
剰余金増加額又は欠損金減少額	276,332,849	58,914,087
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	276,332,849	58,914,087
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	165,058,474	25,425,910
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	165,058,474	25,425,910
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	496,149,497	666,414,773

## （ 3 ）【注記表】

## （ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

項目	第9期 (自平成27年10月27日 至平成28年10月25日)	
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	( 1 ) 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。 ( 2 ) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として毎年10月26日から翌年10月25日までとなっておりますが、第9期計算期間は前計算期間末日が休業日のため、平成27年10月27日から平成28年10月25日までとなっております。	

## （ 貸借対照表に関する注記 ）

項目	第8期 (平成27年10月26日現在)		第9期 (平成28年10月25日現在)	
	1. 投資信託財産に係る元本の状況	期首元本額	2,066,013,014円	期首元本額
	期中追加設定元本額	782,522,964円	期中追加設定元本額	66,443,760円
	期中一部解約元本額	896,241,469円	期中一部解約元本額	228,830,172円
2. 計算期間の末日における受益権総数		1,952,294,509口		1,789,908,097口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	496,149,497円	元本の欠損	666,414,773円
4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	0.7459円	1口当たり純資産額	0.6277円
	(10,000口当たり純資産額)	(7,459円)	(10,000口当たり純資産額)	(6,277円)

## （ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

項目	第8期 (自平成26年10月28日 至平成27年10月26日)		第9期 (自平成27年10月27日 至平成28年10月25日)	
	1. 分配金の計算過程	費用控除後の配当等収益額	3,663円	費用控除後の配当等収益額
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	23,534,126円	費用控除後の有価証券売買等損益額	-円
	収益調整金	56,433円	収益調整金	810,956円

	分配準備積立金	42,807円	分配準備積立金	21,132,598円
	当ファンドの分配対象収益額	23,637,029円	当ファンドの分配対象収益額	21,943,554円
	当ファンドの期末残存口数	1,952,294,509口	当ファンドの期末残存口数	1,789,908,097口
	10,000口当たり収益分配対象額	121.04円	10,000口当たり収益分配対象額	122.59円
	10,000口当たり分配金	-円	10,000口当たり分配金	-円
	分配金	-円	分配金	-円
2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額	当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。		当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

第8期 (自平成26年10月28日 至平成27年10月26日)	第9期 (自平成27年10月27日 至平成28年10月25日)
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。	3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

## 金融商品の時価等に関する事項

第8期 (平成27年10月26日現在)	第9期 (平成28年10月25日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。

<p>2 時価の算定方法</p> <p>投資証券、親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>2 時価の算定方法</p> <p>投資証券、親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第8期 （平成27年10月26日現在）	第9期 （平成28年10月25日現在）
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	
投資証券	135,351,488	195,829,883
親投資信託受益証券	-	-
合計	135,351,488	195,829,883

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

第8期 （自平成26年10月28日 至平成27年10月26日）	第9期 （自平成27年10月27日 至平成28年10月25日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

第9期 （自平成27年10月27日 至平成28年10月25日）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成28年10月25日現在）

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評 価 額	備 考
投資証券	Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class B	1,626,968.349	1,096,731,391	
投資証券合計		1,626,968.349	1,096,731,391	
親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	10,045,764	10,225,583	
親投資信託受益証券合計		10,045,764	10,225,583	
合 計			1,106,956,974	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

## （参考）

本書の開示対象ファンド（新生・UTI インドインフラ関連株式ファンド）（以下「当ファンド」という。）は、モーリシャス籍の円建て外国投資法人である「Shinsei UTI India Fund(Mauritius) Limited」Class B投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同外国投資信託の投資証券であります。同外国投資信託の計算期間末日（平成28年3月31日）時点で、現地の法律に基づいた同外国投資信託の財務諸表が作成され、委託会社が監査を受けた財務諸表を管理会社より入手し、原文を翻訳しております。

また、当ファンドは「新生ショートターム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象外であります。

## 新生 ショートターム・マザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）	
（平成28年10月25日現在）	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	48,007,570
現先取引勘定	199,999,964
流動資産合計	248,007,534
資産合計	248,007,534
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払利息	131
その他未払費用	426
流動負債合計	557
負債合計	557
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	243,644,507
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	4,362,470
元本等合計	248,006,977
純資産合計	248,006,977
負債純資産合計	248,007,534

## 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成28年10月25日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	187,647,247円
	期中追加設定元本額	55,997,260円
	期中一部解約元本額	-円
	期末元本額	243,644,507円
	元本の内訳*	
	新生・世界スマート債券ファンド 1409	982,512円
	新生・世界スマート債券ファンド 1411	982,319円
	新生・世界スマート債券ファンド 1502	982,415円
	新生・世界スマート債券ファンド 1503	982,415円
	新生・世界スマート債券ファンド 1506	982,415円
	新生・世界スマート債券ファンド 1508	982,415円
	新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1508	982,415円
	新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1508	982,415円
	新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1510	982,415円
	新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1510	982,415円
	新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1511	982,415円
	新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1511	982,415円
	新生・世界スマート債券ファンド 1511	982,415円
	新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1602	982,319円
	新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1602	982,319円
	新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1603	982,319円
	新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1603	982,319円
	新生・U T Iインドファンド	133,460,968円
	新生・フラトンV P I Cファンド	50,806,182円
	新生・U T Iインドインフラ関連株式ファンド	10,045,764円
	米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース	5,895,648円
	米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース	26,528,965円
	グローバル・ナビゲーター（限定追加型）	206,308円
2. 計算日における受益権総数		243,644,507口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	-円
4. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	1.0179円
	(10,000口当たり純資産額)	(10,179円)

（注）\*は本マザーファンドを投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

（自平成27年10月27日 至平成28年10月25日）	
1	<p>金融商品に対する取組方針</p> <p>本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2	<p>金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p>
3	<p>金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>

金融商品の時価等に関する事項

（平成28年10月25日現在）	
1	<p>貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p>
2	<p>時価の算定方法</p> <p>短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成27年10月27日  
至平成28年10月25日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自平成27年10月27日  
至平成28年10月25日）

該当事項はありません。

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表（平成28年10月25日現在）

#### (1) 株式

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

### 第5 商品明細表

該当事項はありません。

### 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

### 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

## 新生・UTI インドインフラファンド(モーリシャス)株式会社 クラスB株式 2016年3月31日会計年度の財務諸表

### 新生・UTIインドインフラファンド(モーリシャス)株式会社 クラスB株式 企業データ

		任命日	退任日
取締役：	Mr. Praveen Jagwani	2011年3月7日	-
	Mr. Michael John Bird	2013年9月18日	2015年4月3日
	Mr. Ravi Chandiran Cunnoosamy	2013年10月10日	-
	Mr. Muhamud Junaid Udhin	2015年4月3日	2015年5月29日
	Mr. Friedrich Wolfgang Philipps	2015年5月29日	-
管理会社：	Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited 4 <sup>th</sup> floor, Barkly Wharf Caudan Waterfront Port Louis Mauritius		
登記上の本社：	4 <sup>th</sup> floor, Barkly Wharf Caudan Waterfront Port Louis Mauritius		
監査人：	Ernst & Young Level 9, NeXteracom Tower 1 Cybercity Ebene Mauritius		
保管銀行：	Deutsche Bank AG Direct Securities Services 4th Floor, Block B1 Nirlon Knowledge Park Western Express Highway Goregan(E) Mumbai 400 063		
副保管銀行：	Deutsche Bank (Mauritius) Limited 4th Floor, Barkly Wharf East Le Caudan Waterfront Port Louis Mauritius		

### 新生・UTIインドインフラファンド(モーリシャス)株式会社 クラスB株式 取締役報告書

当会社の取締役は2016年3月31日に終了した会計年度における新生・UTI インドインフラファンド(モーリシャス) 株式会社クラスB株式(以下「当ファンド」といいます。)の監査済財務諸表とともに、ここに取締役の報告書を提出いたします。

### 主要な事業活動

当ファンドの主要事業活動は投資保有事業です。

当ファンドは、マクロ経済および業界状況の分析を基礎とするトップダウン・アプローチおよびPER（株価収益倍率）予想のような定量分析および成長可能性評価のような定性分析といったボトムアップ・アプローチの併用により構成されています。

クラスB株式に係わる当ファンドの投資目的は、主としてムンバイ証券取引所およびナショナル証券取引所に上場する成長志向のインド株式への投資を通じて純資産の中長期的な成長を実現することです。当ファンドは、インド企業のADRまたはGDRへ投資するオプションを有しています。

## 収益および配当

当期の収益は純損益及びその他包括利益計算書と関連注記に記載されております。

当期につきまして、取締役といたしましては、配当の支払いを提案しておりません（2015年：0円）。

## 財務報告書に関する取締役の責任

当ファンドの取締役は、国際財務報告基準と2001年会社法(Companies Act 2001)に準拠して、財務諸表の作成並びに適正に表示する責任を負っております。かかる財務諸表は、当ファンドの2016年3月31日における貸借対照表、2016年3月31日に終了した会計年度の純損益及びその他包括利益計算書、株主資本変動報告書、キャッシュフロー報告書および財務諸表への注記により構成され、重要な会計方針の変更とその他の注記を含みません。

取締役は、注記2に記載の会計方針に則り財務情報を作成し適正に提示すること、ならびに故意か誤謬かを問わず重大な虚偽表示がない財務諸表の作成を可能にするために彼らが必要と決定した内部統制、適切な会計方針の選択と適用、置かれた状況下での適切な会計見積もりの策定などに責任を負っています。

## 監査人

監査人であるErnst & Young は、引き続きその任にあたることに同意しており、年次株主総会で当然に再任されるものと承知しております。

取締役会の命を受けて

取締役

日付： 2016年6月20日

ERNST & YOUNG

新生・UTI インドインフラファンド（モーリシャス）株式会社 クラスB株式  
株主の皆様への独立監査法人の報告書

## 財務諸表に関する報告

我々は、それ自身“新生・UTIインドインフラファンド（モーリシャス）株式会社”におけるクラスB株式の構成要素であるクラスB株式に係わる以下の財務情報を監査しました。それらの財務情報は、2016年3月31日現在の財政状態計算書、純損益及びその他包括利益計算書、クラスB株式（以下「当該クラス」という）の所有者に帰属する純資産変動計算書、当該期日に終了する年度のキャッシュフロー計算書および主たる会計方針とその他の説明情報からなっています。

これらの財務情報は、注記4に記載された会計方針に則り“新生・UTIインドインフラファンド（モーリシャス）株式会社”におけるクラスB株式の経営者によって作成されたものです。

## 財務諸表に関する取締役の責任

経営者は、注記4に記載する会計方針に則り財務情報を作成すること、ならびに故意か誤謬かを問わず重大な虚

偽表示がない財務情報の作成を可能にするために彼らが必要と決定した内部統制に責任を負っています。

## 監査法人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人監査に基づいて、財務諸表に関する意見を表明することにある。当監査法人は国際会計基準に従って監査を実施した。この基準は、当監査法人に対して倫理基準を遵守し、財務諸表に重大な誤りが無いか否かに関する合理的な保証を得るため、監査を計画し実施することを義務付けている。

監査には、財務諸表における金額並びに開示に関する監査上の証拠を得る手続を実施することが含まれる。詐欺的行為又は錯誤による場合を問わず、財務諸表上の重大な誤りのリスク評価を含めて、選択された監査手続は当監査人の判断によるものである。これらのリスク評価を行うに当たって、当該状況下において適切な監査手続を計画するために、当監査法人は、当ファンドの財務諸表の作成並びに公正な表示に関する内部管理の状況を考慮するが、これは当会社の内部管理の有効性に関する意見を表明することを目的とするものではない。また、監査においては、使用された会計基準の適切性並びに経営者による会計上の見積りの合理性に関する評価並びに財務諸表の全般的表示に関する評価も含まれる。

当監査法人は、当監査法人が入手した監査上の証拠は、当監査法人による監査意見を提出する目的上十分且つ適切なものであると考えている。

## 意見

我々の意見では、2016年3月31日に終了する年度の“新生・UTIインドインフラファンド（モーリシャス）株式会社クラスB”株式に係わる財務情報は、すべての重要な点において、注記4に記載された会計方針に則り作成されています。

## 会計の基礎および配布と使用の制限

我々の意見を修正するものではありませんが、会計の基礎を記述した財務情報への注記2にご注意ください。本件財務情報は、「当該クラス」の株主へ報告する際に当ファンドに役立つように作成されたものです。その結果、本財務情報は他の目的には適していないかも知れません。我々の報告書は、「当該クラス」の株主のみへ向けられており、「当該クラス」の株主以外の方々へ配布したり、彼らが使用してはなりません。

Ernst & Young  
Ebene  
Mauritius

Patrik Ng Tseung, A.C.A  
Licensed by FRC

日付：2016年6月20日

## 新生・UTIインドインフラファンド（モーリシャス）株式会社 クラスB株式

### 貸借対照表

(2016年3月31日現在)

	注記	2016年 日本円	2015年 日本円
<b>資産</b>			
売買目的投資	6	1,062,483,888	1,687,020,794
売掛金およびその他未収金ならびにその他資産	7	1,877,203	375,758
現金および現金同等物	8	45,312,215	98,976,552
税金資産	11	-	43,321
<b>総資産計</b>		<b>1,109,673,306</b>	<b>1,786,416,425</b>

## 株主資本および負債

<b>流動負債</b>			
支払および他の債務	9	17,630,388	3,581,458
未払い法人税	11	53,654	-
<b>総負債（クラスB株式の保有者に帰属する純資産を除く）</b>		<b>17,684,042</b>	<b>3,581,458</b>

クラスB株式の保有者に帰属する純資産	1,091,989,264	1,782,834,967
<b>株主資本および負債の合計</b>	<b>1,109,673,306</b>	<b>1,786,416,425</b>

これら財務諸表は2016年6月20日の取締役会で承認された。

取締役の名前 署名

本注記は財務諸表の不可欠な一部分を構成する。

**新生・UTIインドインフラファンド(モーリシャス)株式会社 クラスB株式  
純損益及びその他包括利益計算書  
(2016年3月31日に終了した会計年度)**

	注記	2016年 日本円	2015年 日本円
<b>収入</b>			
配当収入		17,112,667	15,611,753
利子所得		11,050	5,467
外国為替取引純利益		-	1,309,683
売買目的投資売却利益		97,311,029	70,859,235
		<u>114,434,746</u>	<u>87,786,138</u>
<b>費用</b>			
管理事務代行および評価手数料		958,124	955,669
運用報酬		9,908,425	9,913,565
保管報酬		406,032	457,868
監査報酬		1,117,248	1,111,540
登記手数料		-	26,667
ライセンス・フィー		248,517	243,607
保険料		188,426	602,250
専門家手数料		1,652,339	340,054
外国為替取引純損失		2,278,345	-
その他費用		-	350,916
銀行費用		231,094	261,355
売買目的投資評価損失		23,851,224	16,153,259
		<u>40,839,774</u>	<u>30,416,750</u>
税引前利益		73,594,972	57,369,388
法人税	11	(82,336)	(50,813)
当期利益		73,512,636	57,318,575
その他包括利益			
翌期において純損益に再分類されるその他包括利益(税引後)			
売買目的投資における純利益/(損失)		(469,358,339)	542,255,751
翌期において純損益に再分類されるその他包括純利益		(469,358,339)	542,255,751

営業上のクラスB株式の保有者に帰属する純資産の純増

(395,845,703)

599,574,326

本注記は財務諸表の不可欠な一部分を構成する。

**新生・UTIインドインフラファンド(モーリシャス)株式会社 クラスB株式  
クラスB株式の保有者に帰属する純資産変動報告書  
(2016年3月31日に終了した会計年度)**

	株主に帰属する純資産 日本円	株式数
2014年4月1日現在	1,043,260,641	1,921,185
償還可能株式の発行	390,000,000	522,695
償還可能株式の解約金	(250,000,000)	(368,100)
株式取引から株主に帰属する純資産の増加	140,000,000	154,595
クラスB株式の保有者に帰属する純資産の増加		
構成:		
当期利益	57,318,575	-
その他包括利益 売買目的投資	542,255,751	-
2015年3月31日	1,782,834,967	2,075,780
2015年4月1日現在	1,782,834,967	2,075,780
償還可能株式の解約金	(295,000,000)	(357,245)
株式取引から株主に帰属する純資産の減少	(295,000,000)	(357,245)
クラスB株式の保有者に帰属する純資産の減少		
構成:		
当期利益	73,512,636	-
その他包括利益 売買目的投資	(469,358,339)	-
2016年3月31日	1,091,989,264	1,718,535

本注記は財務諸表の不可欠な一部分を構成する。

**新生・UTIインドインフラファンド(モーリシャス)株式会社 クラスB株式  
キャッシュフロー報告書  
(2016年3月31日に終了した会計年度)**

注記	2016年 日本円	2015年 日本円
営業活動		
当期利益	73,594,972	57,369,388
営業活動からの純キャッシュに対し株主に 帰属する純資産の調整		
売買目的投資純利益	(97,311,029)	(70,859,235)
売買目的投資評価損	23,851,224	16,153,259
営業資産および営業負債における純変動	135,167	2,663,412
受取および他の債権の(増加)/減少	(1,501,445)	173,483
未払および他の債務の増加/(減少)	14,048,930	836,376
投資物件の取得代金	(51,242,422)	(263,037,353)
投資物件の処分代金	279,880,794	193,439,305
営業活動からのキャッシュフロー流入	241,321,024	(65,924,777)

法人税	11	(34,071)	(125,965)
所得税	11	48,710	-
営業活動からの純キャッシュフロー流入		<u>241,335,663</u>	<u>(66,050,742)</u>
財務活動			
償還可能株式の発行代金		-	390,000,000
償還可能株式の解約金支払		(295,000,000)	(250,000,000)
財務活動の純キャッシュフロー流出		<u>(295,000,000)</u>	<u>140,000,000</u>
銀行預金の純増減		(53,664,337)	73,949,258
期首銀行預金		98,976,552	25,027,294
期末銀行預金	8	<u>45,312,215</u>	<u>98,976,552</u>

本注記は財務諸表の不可欠な一部分を構成する。

## 新生・UTIインドインフラファンド(モーリシャス)株式会社 クラスB株式

### 財務諸表注記事項

(2016年3月31日に終了した会計年度)

## 1. 一般情報

新生・UTI インドインフラファンド(モーリシャス)株式会社(以下「当ファンド」といいます。)は2006年11月17日にモーリシャス共和国で一般の有限責任会社として設立されました。当ファンドの主要活動は投資の保有であります。当ファンドは実質的に全ての資産をインド株式へ投資します。当ファンドの登記上の事務所は、モーリシャス、ポートルイス、カーダン・ウォーターフロント、パークレイ、ウォルフ4階です。

当ファンドは、マクロ経済および業界状況の分析を基礎とするトップダウン・アプローチおよびPER(株価収益倍率)予想のような定量分析および成長可能性評価のような定性分析といったボトムアップ・アプローチの併用によって構成されています。

当ファンドは、2001年会社法と2007年金融サービス法に基づくカテゴリー1グローバル・ビジネス・ライセンス保有者です。当ファンドは国際的環境で営業を行い、実質的な取引の多くを外国通貨で行うため、当監査報告書は、日本円で表記されています。

当ファンドは異なる種類株を発行する権限を有しています。現在のところ当ファンドにはクラスA株式とインフラストラクチャー・クラス株式の2種類があります。

クラスB株式に係わる当ファンドの投資目的は、主としてムンバイ証券取引所およびナショナル証券取引所に上場する成長志向のインド株式への投資を通じて純資産の中長期的な成長を実現することです。当ファンドは、インド企業のADRまたはGDRへ投資するオプションを有しています。

監査済みの本財務情報は、新生・UTIインドインフラファンド(モーリシャス)株式会社のクラスB株式に係わるものです。本財務諸表は、2015年6月29日付で取締役決議に従って承認されました。

## 2. 作成の基礎

財務諸表は、公正価値で記述された売却可能投資を除き歴史的な原価コンベンションにより作成されています。

下記の準拠に関する注記に記載のごとく、開示目的では国際財務報告基準の要求が私募債目論見書の財務報告条項により修正を受けています。本財務情報の目的に合致するよう、異なる種類株式間への配分に以下の基準が使用されています。

当初の投資はクラスごとに投資マネジャー/投資委員会によって決定されます。これらの情報は、NAVレポートに報告され、そこから必要な情報を得ることができます。

事務管理費および評価費用は、各クラスの投資の時価に基づいて各クラスへ割り当てられます。

管理費および保管費は、各クラスの管理資産(AUM)の額に基づいて各クラスへ割り当てられます。

その他の費用は、両クラスに半々に割り当てられるが、各クラス毎の発生額により割り当てられます。

IFRS（国際財務報告基準）に準拠した財務情報の作成は、ある種の重要な会計上の見積もりを使用する必要があります。同様に、IFRSは当ファンドの会計方針を適用する際に取締役会の判断を要求します。高度な判断ないしは複雑性を含む領域、または前提や見積もりが財務情報にとって重要である領域は注記5に開示されています。

### 3.1 準拠声明

本財務諸表は、国際財務報告基準（「IFRS」）に準拠して作成されています。開示目的では、IFRSの要求は私募債目論見書（「PPM」）の財務報告条項により修正を受けています。

### 3.2 会計方針の変更と開示

新規並びに改訂基準と解釈

採用されている会計方針は、2015年4月1日に開始する年に採用された下記の改訂後IFRSおよびIFRIC解釈を除いて、前事業年度に適用されていた会計方針と整合性を有するものです。

新設または改訂基準	下記以降に始まる会計期間に効力発生
IAS第19号 確定給付年金：従業員拠出	2014年7月1日
年次改訂（2010 - 2012年サイクル）	2014年7月1日
年次改訂（2011 - 2013年サイクル）	2014年7月1日

基準や解釈、改善の適用が財務諸表や当ファンドのパフォーマンスに影響を与えるものと見なされる場合、その影響は以下のとおりです。

#### IAS第19号 確定給付年金：従業員拠出の改訂 - 2014年7月1日発効

IAS第19号では、確定給付年金を会計処理する際には、企業が従業員や第三者からの拠出を認識することを要求しています。拠出が勤務に連動している場合、その拠出は負の給付として勤務期間に帰するものとなります。この改訂では、拠出額が勤務年数に拠らない場合、企業はその拠出を提供された勤務の期間に対する勤務費用の減額として認識することができるということを明瞭化しています。この改訂は、2014年7月1日以降に開始する年度に対して発効します。

この改訂は、2014年7月1日以降に開始する年度に対して発効し、当ファンドの金融資産、運用成果や開示について影響を及ぼしていません。

#### 年次改訂（2010 - 2012年サイクル） 2014年7月1日

年次改訂（2010 - 2012年サイクル）では下記の基準が修正されます。

##### IFRS第2号 株式報酬

- ・この改訂は将来に向けて適用され、「権利確定条件」である業績条件と役務提供条件の定義に関して様々な点について明瞭にしている。この明瞭化は、当ファンドが前期に権利確定条件である業績や役務提供条件をどのように特定するかということと一致している。加えて、ファンドは2014年と2015年の下半期にいかなる報酬も付与していない。従って、この改訂は当ファンドの財務諸表や会計基準に影響を及ぼさなかった。

IFRS第3号 企業結合では、すべての条件付対価契約は企業結合から発生する負債（もしくは資産）は、後にIAS第39号の適用範囲に入るかどうかで損益を通じて公正価値で評価されるべきであると明瞭化しています。

これらの修正は、当ファンドの財務諸表の金融資産について影響は及ぼしませんでした。

IFRS第8号 事業セグメントでは、以下のことを明瞭化しています。

- ・企業は、セグメントが「類似している」かどうかを評価するのに使用された集約された営業セグメントの簡潔な記載と経済的特徴（売上と売上総利益等）を含め、IFRS第8号の12項で集約基準の適用についての経営陣による判断を開示しなければならない。また、
- ・セグメント資産の総資産に対する照合確認は、セグメント負債の開示と同様に、その照合確認が最高意思決定者に報告されている場合のみ開示を要求される。

これらの修正は、当ファンドの財務諸表の金融資産について影響は及ぼしませんでした。

IAS第16号 有形固定資産とIAS第38号 無形資産では、IAS第16号とIAS第38号において、資産は、資産の帳簿価額総額を市場価値に調整するか、算出結果の帳簿価額が市場価値と等しくなるように帳簿価額の市場価値を決定し帳簿価額総額を比例して調整するかのどちらかの方法で、観察可能なデータを参照して再評価されることがあります。加えて、減価償却累計額または償却額は資産の総額と帳簿価額の差額になります。

これらの修正は、当ファンドの財務諸表の金融資産について影響は及ぼしませんでした。

IAS第24号 関連当事者の開示では、経営体（重要な役職者の役務を提供する組織）は関連当事者の開示対象となる関連当事者であると明瞭化しています。加えて、経営体を使用している企業は経営役務の費用を開示する必要があります。

この改訂の要求を満たす為に財務諸表上に追加開示がなされています。

IFRS第13号 では、IFRS第13号の発表とIFRS第9号およびIAS第39号において割引前基準で短期売掛金・買掛金の測定能力を排除しないという修正（結論の根拠のみ修正）を明瞭化しています。

これらの修正は、当ファンドの財務諸表の金融資産について影響は及ぼしませんでした。

## 年次改訂（2011 - 2013年サイクル） 2014年7月1日

年次改訂（2011 - 2013年サイクル）では以下の基準について改訂されます。

IFRS第1号 IFRSの初度適用時では、どのIFRSのバージョンが初度適用（結論の根拠のみ改訂）に使用できるかを明瞭化しています。

IFRS第3号 企業結合では、以下がIFRS第3号の適用範囲から除外されることを明瞭化しています。

- ・単なる共同事業ではない共同契約は、IFRS第3号の適用範囲から外れる。また、
- ・この適用除外は共同契約の財務諸表の会計においてのみ適用される。

IFRS第13号 公正価値測定では、IFRS第13号のポートフォリオの例外が金融資産および負債だけでなく、IAS第39号の適用範囲内のその他の契約についても適用されることができると明瞭化されています。

IAS第40号 投資用資産では、IAS第40号の付随的サービスの記載ではなく、IFRS第3号が取引が資産の購入かもしくは企業結合かを決定するために使用されるということが明瞭化されています。

これらの修正は、当ファンドの財務諸表の金融資産について影響は及ぼしませんでした。

### 3.3 会計基準と解釈 - 既発表だが未発効

#### 既発表だが未発効の基準に対する新規基準、解釈、変更

現在の基準および解釈に対する下記の基準、解釈、変更は、既に発表されたものの発効していません。これらは特定された日付に開始される会計期間に必須となりますが、当ファンドは早期採用しておりません。

これらの発表は、適用される場合に、発効となる年度に適用されることとなります。

基準/解釈	下記以降に始まる会計期間に効力発生
IFRS第9号 金融商品 投資家とその関係者もしくは共同事業との間の資産の売却または 拠出 ( IFRS第10号およびIAS第28号の改訂 )	2018年1月1日 無期限延期
投資企業：連結の例外の適用 ( IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第28号の改訂 )	2016年1月1日
IFRS第14号 規制繰延勘定	2016年1月1日
IFRS第15号 顧客との契約からの収益	2018年1月1日
IFRS第16号 リース	2019年1月1日
共同支配事業に対する持分の取得の会計 ( IFRS第11号の改訂 )	2016年1月1日
減価償却と償却の許容される方法の明瞭化 ( IAS第16号およびIAS第38号の改訂 )	2016年1月1日
農業：果実生成型植物 ( IAS第16号およびIAS第41号の改訂 )	2016年1月1日
開示に関する取組 IAS第1号の改訂	2016年1月1日
IAS第27号の改訂：個別財務諸表の持分法	2016年1月1日
IAS第12号の改訂：未実現損失に対する繰延税金資産	2017年1月1日
IAS第7号の改訂：開示に関する取組	2017年1月1日

#### IFRS第9号 金融商品

2014年7月、IASBIは、IAS第39号 金融商品：認識と評価および以前のIFRS第9号全てを置き換えるものとなるIFRS第9号 金融資産の最終版を発表しました。IFRS第9号は、金融商品計画の会計についての3つのすべての側面、分類と測定、減損およびヘッジ会計、を統合しています。ヘッジ会計を除き、遡及的適用が要求されますが、比較情報は強制ではありません。ヘッジ会計については、いくつかの限られた例外を除き、将来に向けて適用が要求されます。

##### (a) 金融資産に対する分類と測定

全ての金融資産は当初の認識において、商品が損益を通じて公正価値で計上 (FVTPL) されていない場合、取引費用を調整して公正価値で測定されます。負債性金融商品は、契約上のキャッシュフローとその負債性金融商品のビジネスモデルに基づき、後にFVTPL、償却原価、もしくはその他の包括利益を通して公正価値で測定 (FVOCI) されます。公正価値オプション (FVO) は、会計上のミスマッチを取り除くか著しく減少させる場合に、当初の認識において金融資産をFVTPLに指定することができます。持分金融商品は一般的にFVTPLにて評価されます。しかし、企業はその他の包括利益 (OCI) において非売買目的商品の公正価値の変更を商品ごとに提示する (後の損益の再分類は行わない) 取消不能な選択肢を保有しています。

FVOを使ってFVTPLに指定された金融負債について、信用リスクの変動に起因するかかる金融負債の公正価値の変動額はOCIで提示されなければなりません。公正価値における変動額の残りは、OCIにおけるその負債の信用リスクについての公正価値の変動額の提示が損益において会計上の不一致を生み出すもしくは大きくしない限り、損益において提示されます。IAS第39号金融商品：認識と測定における金融負債に対する分類と評

価のその他のすべての要求は、組込デリバティブの分離ルールやFV0を使用するための基準を含め、IFRS第9号に繰り越されました。

#### (b) 減損

減損についての要求は、IAS第39号の発生損失モデルを差し替えるものとなる予想信用損失(ECL)モデルに基づいています。ECLモデルは、償却原価もしくはFVOCIで会計処理された負債性金融商品、ほとんどのローン契約、金融保証契約、IFRS第15号での契約資産、IAS第17号 リースでのリース債権に適用されます。企業は一般的に、初度認識から信用リスクの著しい増加があったかどうか(もしくは確約や保証が締結されている場合)によって、12カ月間または全期間ECLのどちらかで認識することが要求されます。売掛債権については、全期間ECLが常に認識されている場合には簡便な手法を適用することができます。

#### (c) ヘッジ会計

ヘッジの有効性テストは、IAS第39号の80%~125%の数値基準テスト以外に、ヘッジの複雑性により予想的なものであり、定量的なものになります。金融もしくは非金融商品のリスク部分は、そのリスク部分が別個に識別可能であり、信頼性をもって測定可能であればヘッジ対象として指定されます。オプションの時間的価値、先物契約のフォワード要素、外国通貨ベース・スプレッドは、ヘッジ手段としての指定から除外でき、ヘッジコストとして計上できます。階層指定およびネット・ポジションを含め、ヘッジ手段としての他の手段をさらに指定することも可能です。

IFRS第9号の適用により、契約上のキャッシュフローやその金融商品のビジネスモデルによって、多くの金融商品の測定や提示が変わります。減損の要求は、一般的に信用損失の早期認識に帰着します。新しいヘッジモデルはヘッジ会計の要求に合うよう、より経済的なヘッジ戦略につながる可能性があります。

当ファンドは必要な発効日において新しい基準を採用する予定です。

### **投資家とその関係者もしくは共同事業との間の資産の売却および拠出(IFRS第10号およびIAS第28号の改訂) - 無期限延期**

このIFRS第10号 連結財務諸表とIAS第28号 関係者と共同事業に対する投資(2011年)の改訂は、投資家からその関係者もしくは共同事業の売却または拠出についての取扱いを、以下の通り明瞭化しました。

- ・投資家の財務諸表において、事業(IFRS第3号 事業結合で規定される通り)を構成する資産の売却もしくは拠出から発生する損益を全額認識することを要求する。また、
- ・事業を構成しない資産における損益、すなわち関係者もしくは共同事業に関連しない投資家の利益の範囲においてのみ認識される損益を部分認識することを要求する。

これらの要求は、例えば資産の売却もしくは拠出が、資産を保有している子会社の持分を投資家が移動させることによって(子会社が支配を失う結果となる)行うか、もしくは資産そのものの直接の売却により発生するといった取引の法的形式には関係なく適用されます。

当ファンドは関係者もしくは共同事業への投資は保有していないので、この基準が影響を及ぼす可能性は低いものと見られます。

### **投資企業：連結の例外の適用(IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第28号の改訂) - 2016年1月1日に発効**

このIFRS第10号 連結財務諸表、IFRS第12号 その他の企業の持分の開示、およびIAS第28号関係者および共同事業への投資(2011年)の改訂は、以下の点を明瞭化することで、投資会社の連結の例外を適用するにあたり、発生した論点に対処するために行われました。

- ・ 中間親会社の連結財務諸表の準備の免除は、投資会社がすべての子会社を適正価値で測定している場合でも、その親会社が投資会社の子会社である場合に適用される。
- ・ 親会社の投資活動に関連した事業を提供している子会社は、その子会社自身が投資会社の場合は連結されるべきではない。
- ・ 関係者もしくは共同事業に対し持分法が適用される場合、投資会社の中にある非投資会社の投資家は、子会社の持分に対して関係者もしくは共同事業により適用される公正価値測定を適用することができる。
- ・ すべての子会社を公正価値で測定している投資会社は、IFRS第12号で要求される投資会社に関する開示を提供する。

この改訂は当ファンドが投資会社としてみなされないため、当ファンドには影響を及ぼしません。

#### **IFRS第14号 規制繰延勘定 - 2016年1月1日発効**

IFRS第14号は、国際財務報告基準の初度適用企業が、いくつかの限られた変更を加えて、IFRSの初度適用と後続の財務諸表において、従前のGAAPに従って規制繰延勘定を会計処理することを許容しています。

この新基準は、当ファンドはIFRSの初度適用ではないため、影響はありません。

#### **IFRS第15号 顧客との契約からの収益 - 2018年1月1日発効**

IFRS第15号は、すべての顧客との契約に適用される五段階のモデルから成る一塊の原則を規定しています。

五段階のモデルは以下の通りです。

- ・ 顧客との契約を特定する
- ・ 契約上の履行義務を特定する
- ・ 約定価格を決定する
- ・ 約定価格を契約上の履行義務に配分する
- ・ 企業が履行義務を満了した時点で収益を認識する

指針では、収益を認識する時点や変動対価の計上、契約の履行や調達に係る経費や様々な関連事項について規定しています。収益についての新しい開示も導入されています。

当ファンドはこの新基準の影響について検討中です。

#### **IFRS第16号 リース 2019年1月1日発効**

IASBはほとんどのリースについて借手に資産と負債を認識させるという新しいリース基準について修正案を作成しました。IFRSが適用される借手にとっては、すべてのリースにおいて（一部例外あり）認識と測定モデルは一つだけになります。IFRSが適用される貸手は、IAS第17号の原則、つまり、貸手の会計には変更はない、という原則を使用してリースを分類します。IASBとFASBは、貸手と借手について、リースの分類、認識、測定、リースの表示について違う決定をしています。

当ファンドではこの新基準の影響について検討中です。

#### **共同支配事業に対する持分の取得の会計（IFRS第11号の改訂） - 2016年1月1日発効**

IFRS第11号 共同支配事業は、事業を構成する活動（IFRS第3号 企業結合で規定される通り）をしている共同支配事業の持分の取得者に、以下のことを要求しています。

- ・ IFRS第11号の指針に反する原則を除き、IFRS第3号とその他のIFRSにおけるすべての企業結合会計原則を適用すること
- ・ 企業結合についてIFRS第3号とその他のIFRSにより要求される情報を開示すること

この改訂は共同支配事業の持分の初回取得と、共同支配事業の追加持ち分の取得（後者の場合、過去に持分を保有していながら再評価はしていなかった場合）の両方に適用されます。

当ファンドは共同支配事業に対する持分を保有していないため、この改訂は当ファンドに影響を及ぼしません。

#### **許容される減価償却と償却の方法の明瞭化（IAS第16号およびIAS第38号の改訂） - 2016年1月1日発効**

IAS第16号 有形固定資産とIAS第38号 無形資産について、以下のことを改訂しています。

- ・ 資産の使用を含む活動から発生する収益に基づく減価償却の方法が有形固定資産に対して適切でないことの明瞭化
- ・ 無形資産が収益の尺度として表されているか、収益と無形資産の経済的収益の滅失の相関性が高く明示されているという、限られた状況においてのみ覆すことが可能な、無形資産の使用を含む活動から発生する収益に基づく償却方法が不適切であるという反証可能な推定の導入
- ・ 資産を使って生産された製品の将来予期される売値の減価は、資産の技術的もしくは商業的陳腐化の予測を示唆し、同様に資産に具現化された将来の経済的便益に反映される可能性がある、という指針の追加

当ファンドは有形固定資産と無形資産を保有していないので、この改訂の影響はありません。

#### **農業：果実生成型植物（IAS第16号およびIAS第41号の改訂） - 2016年1月1日発効**

IAS第16号 有形固定資産およびIAS第41号 農業について、以下のことを改訂しています。

- ・ IAS第41号ではなくIAS第16号の適用対象に“果実生成型植物”を含むとし、その資産はIAS第16号に従って原価主義もしくは再評価主義において初度認識をした後、有形固定資産として計上することができる
- ・ 農産物の生産物もしくは供給物として使われ、かつ、一定期間以上に亘って果実を実らせることが見込まれ、付帯廃棄物の売却を除き農産物として売られる可能性がほとんどないという、生きた植物として“果実生成型植物”の定義を導入
- ・ IAS第41号の適用範囲内に含まれる果実生成植物から実る生産物を明瞭化

当ファンドは“果実生成植物”を認識していないため、当ファンドに影響はありません。

#### **IAS第27号の改訂：個別財務諸表の持分法 2016年1月1日発効**

この改訂は、個別財務諸表の上で、子会社、共同支配事業、関連会社に対する投資の会計処理に持分法を使用することを認めるものです。既にIFRSを適用しその個別財務諸表上において持分法への変更を選択している企業は、遡及的に変更を適用しなくてはなりません。

個別財務諸表上で持分法を使うことを選択してIFRSの初度適用を行うことについては、IFRSへの移行開始日からこの方法を適用する必要があります。この改訂は2016年1月1日以降に開始される年度に対して有効で、早期採択を認められています。

この基準は当ファンドには影響を及ぼす可能性はほとんどありません。

## 年次改訂（2012 - 2014年） - 2016年7月1日発効

年次改訂（2012 - 2014年サイクル）では、下記の基準を改訂しています。

- ・ IFRS第5号 企業が資産を売却目的保有から所有者分配目的保有へ、もしくはその逆に再分類する場合、また所有者分配目的保有に分類するための要件を満たさなくなった場合について、IFRS第5号に具体的指針を追加
- ・ IFRS第7号 サービシング契約が譲渡資産の継続的関与に該当するかどうかを明瞭化するための追加指針と、要約中間財務諸表における相殺の開示についての明瞭化
- ・ IFRS第9号 退職後給付の割引率の予測に使われる優良社債が、給付支払の通貨と同じ通貨建てであるべきであるということの明瞭化
- ・ IFRS第34号 「期中財務報告書の他の部分」の定義の意味の明瞭化とクロス・レファレンスの要求

これらが発効するまでに、取締役は改訂が及ぼす影響について算定します。

## 開示イニシアティブ IAS第1号の改訂 - 2016年1月1日

IAS第1号 財務諸表の表示において、下記の変更を行うことによって、財務書類の表示について判断する作成者にとって妨げになると認識されているものを明確にするための改訂

- ・ 情報は集約したり重要でない情報を提供することにより不明瞭化されるべきではなく、重要性の考慮は、財務諸表のあらゆる部分に適用され、また、基準が具体的な開示を要求する場合であっても、重要性の考慮は適用される、ということの明瞭化
- ・ 財務諸表において表示される表示項目の一覧は、小計についての関連あるまたは追加の指針にある通り、財務諸表の中で分解されたり集約されたりすることができることの明瞭化と、持分法で会計処理する関連会社及び共同支配事業から生じるその他の包括利益の持分は、後に損益に振替られるかどうかに基づき、単一表示項目として集約されることの明瞭化
- ・ 注記の記載順を決める時には分かりやすさと比較可能性が考慮されるべきであることを明瞭化し、注記はIAS第1号114項に挙げられている順序で表示されなくてもよいということを明示するため、可能性のある注記の順序についての追加の例示

これらの基準や解釈についての早期適用は、取締役会では計画されておりません。

## 未実現損失に対する繰延税金資産の認識（IAS第12号の改訂） - 2017年1月1日発効

IAS第12号 法人所得税では下記の側面について明瞭化するために改訂しています。

- ・ 税法上、公正価値で測定された、あるいは取得原価で測定された負債性金融商品の未実現損失は、その負債性金融商品の保有者がその金融商品の売却もしくは使用によって簿価を回復することを期待しているかどうかに関わらず、将来減算一時差異となる。
- ・ 資産の簿価は、可能性のある将来の課税所得の概算を限定しない。
- ・ 将来の課税所得の概算は、将来減算一時差異の戻し入れから発生する税額控除を除外する。
- ・ 繰延税金資産はその他の繰延税金資産と合算して算定される。税法が税務上の欠損金の使用を制限している

場合、繰延税金資産は同じ型の他の繰延税金資産との合算して算定される。

当ファンドはこの新しい基準の影響について算定中ですが、当ファンドの財政状態に大きな影響を及ぼすとは考えられておりません。

## 開示イニシアティブ（IAS第7号の改訂） - 2017年1月1日発効

IAS第7号 キャッシュフロー計算書において、企業は財務諸表の使用者が財務活動から発生する負債の変化を評価することができるような開示を提供すべきであるということを明瞭化するために改訂しています。

当ファンドはこの新しいまたは変更された基準や財務諸表の表示についての解釈が及ぼす影響を査定中です。

## 4. 重要な会計方針の要約

### 4.1 金融商品

#### （ ）分類

当ファンドの金融資産および金融負債は、ISA第39号に従って以下の区分に分類されます。

金融商品：認識および測定

#### 売買目的投資

売買目的投資には持分証券が含まれます。売却可能として分類される持分投資とは、売買目的保有としても認識されず、損益を通じて公正価値評価される金融投資としても認識されない投資をいいます。

#### 融資およびその他債権

営業債権およびその他債権とは、活発な取引が行われている市場において値付けされていない確定払い金額又は確定可能な支払金額を有するデリバティブ以外の金融資産をいいます。当ファンドは、現金、現金同等物、未収配当金に関連する金額をこの区分に含めています。

#### その他の金融負債

この区分には、売買目的により損益計算書を通じた公正価値で保有されている金融負債以外の全ての金融負債が含まれます。当ファンドはこの区分に営業未払金、未払費用並びに償還可能参加株式を含めています。

償還可能参加株式に関する当ファンドの会計処理方針については追加的な記載が行われています。

#### （ ）認識

当ファンドは、当ファンドが当該金融商品の契約条項の当事者となった時点において、且つ当該時点においてのみ、金融資産又は金融負債を認識します。

取引市場における規則又は申合せにより一般的に定められている期間内に資産の交付を要する金融資産の売買（通常の方法による売買）は、取引日、即ち当ファンドが当該資産の売買を約束した日に認識されます。

#### （ ）当初測定

IAS第39号の適用範囲内の金融資産は、必要に応じて、純損益を通じて公正価値評価される金融資産、貸付金および債権、満期保有投資、売買目的金融資産又は有効なヘッジにおけるヘッジ金融商品として指定されたデリバティブに分類されます。当ファンドは、当初認識時に金融資産の分類を決定します。

金融資産は、公正価値により当初認識されます。但し、純損益を通じて公正価値評価が行われない投資の場合には、直接に帰属する取引コストを加算して当初認識されます。

営業債権およびその他債権並びに金融負債（売買目的により保有されている金融負債を除く）は、当該債権

並びに負債の公正価値に当該債権並びに負債の取得又は発行に直接帰属する一切の増分費用を加算して当初測定されます。

## （ ）後続測定

金融資産の後続測定は分類に応じて、以下のように行われます。

当初測定の後、売買目的金融投資は、公正価値により後続測定され、当該投資の認識が中止されるまで、その未実現利益又は未実現損失は売買目的投資再評価剰余金勘定においてその他包括利益として認識され、当該投資の認識が中止された時点において、累積された利益又は損失はその他営業利益において認識され、又は減損が決定され、当該時点において金融費用における損益に再分類され、売買目的投資再評価剰余金から除去されます。

営業債権は、見積り回収不能金額に関する適切な引当金を控除した実効金利法を使用して償却原価の合理的な近似値であるその額面価値で表示されます。当該金額が回収不能となることに関する客観的な証拠がある場合には、引当金が計上されます。回収不能金額は、具体的に特定された場合には償却されます。

純損益を通じて公正価値により評価される金融負債を除く金融負債は、実効金利法を用いて、償却原価により測定されます。利益並びに損失は、当該負債の認識が中止された場合には純損益を通じて認識されるとともに、償却プロセスを通じても認識されます。

実効金利法とは、金融資産又は金融負債の償却原価を計算し並びに該当する事業年度にわたって金利収入又は金利費用を配分する方法をいいます。実効金利とは、当該金融商品の予想期間又は必要な場合には当該予想期間より短い期間における予想される将来の現金支払額又は受領額を、当該金融資産又は金融負債のネットベースの簿価で正確に割引いた比率をいいます。実効金利の計算を行う場合、当ファンドは、当該金融商品の全ての契約条件を考慮してキャッシュフローの見積りを行いますが、将来の与信損失は考慮しません。当該計算には、実効金利の不可欠な要素である契約当事者間で授受された全ての手数料、取引コスト並びにその他全ての額面超過金額又は額面からの割引金額が含まれます。

## （ ）認識の中止

金融資産（又は、該当する場合には、金融資産の一部又は同様な金融資産グループ）は、以下の場合に認識が中止されます。

- 当該資産からキャッシュフローを受領する権利が消滅した場合また；または
- 当ファンドが当該資産からキャッシュフローを受領する権利を移転し、又は「パススルー」の取決めに基づいて、受領したキャッシュフローの全額を重大な遅滞なく第三者に対して支払う義務を負った場合で、且つ以下のいずれかに該当する場合。
  - (a) 当ファンドが当該資産の実質的に全てのリスクと報酬を移転している場合、又は
  - (b) 当ファンドが当該資産の実質的に全てのリスクと報酬の移転も保有の継続も行っていないが、当該資産の支配を移転している場合。

当ファンドが資産からのキャッシュフローを受領する権利を移転していた場合又はパススルーの取決めに締結して当該資産の実質的に全てのリスクと報酬の移転も保有の継続も当該資産の支配の移転を行っていない場合には、当該資産は、当ファンドが当該資産に対して継続している関わり方に依拠して認識されます。移転された資産並びに関連する負債は、当ファンドが保有を継続している権利義務を反映する基準に基づいて測定されます。

当ファンドは、負債に基づく義務が免除、取消又は期限満了となった場合に、金融負債の認識を中止します。

## 4.2 現金および現金同等物

現金および現金同等物には銀行に預けた現金を含みます。現金同等物とは、確定した金額の現金に確実に換金され且つ価値の変動が極めて小さい、短期で極めて流動性が高い投資をいいます。

## 4.3 ブローカーに対する債権および債務

ブローカーに対する未払い金は、報告日現在、契約済であるが未だ受渡が行われていない有価証券の（通常の取引における）購入に関して支払債務が発生している金額です。認識及び測定に関しては、損益を通じて公正価値により分類されているもの以外の金融負債に関する会計処理方針をご参照ください。

ブローカーからの未収金は、報告日現在、契約済であるが未だ受渡が行われていない有価証券の（通常の取引における）売却に関して受領する権利が発生している金額です。認識並びに測定に関しては、貸出金と未収金に関する会計方針をご参照ください。

#### 4.4 公正価値の計測

当ファンドは、株式、社債及びその他の利付投資資産並びにデリバティブ等の金融資産に対する当ファンドの投資を、各報告日現在の公正価値により測定しています。

公正価値は、測定日に、市場参加者間の秩序ある取引において、市場参加者が資産の売却において受取るであろう価格又は負債の移転において支払うであろう価格のことであります。

公正価値の測定は、資産を売却する取引又は負債を移転する取引が当該資産又は負債の主要な市場、又は、主要な市場が存在しない場合には、当該資産にとって最も有利な市場のいずれかにおいて行われているという仮定のもとに行われています。主要な市場又は最も有利な市場は、当ファンドにとってアクセス可能なものでなければなりません。

資産又は負債の公正価値は、市場参加者が経済的に最善の利益を得るように行動することを前提として、資産又は負債の値付けを行う際に、市場参加者が利用すると思われる前提を用いて測定されています。

非金融資産の公正価値測定は、その資産を最有効利用するか、その資産の最有効利用となるように、他の市場参加者に売却するかして経済的利益を発生させる市場参加者の能力を考慮に入れるものとします。

当ファンドは、関連する観察可能なデータを最大限に利用し、観察不可能なデータの利用を最小限に抑えながら、公正価値を測定するのに十分なデータが取得可能であり、状況に応じた適切な評価技法を使用します。

公正価値で測定されたか、または財務諸表内で開示された全ての資産と負債は、公正価値ヒエラルキーの中に分類化され、下記記載のように、全体として公正価値測定に重要な一番低い階層のデータに基づきます。

- レベル1：同質の資産または負債について活発な取引が行われる市場における非調整の相場価格
- レベル2：公正価値測定に重要な一番低い階層のデータが直接もしくは間接的に観察できる評価技法
- レベル3：公正価値測定に重要な一番低い階層のデータが観察不可能な評価技法

全体として分類される公正価値測定の中の公正価値ヒエラルキーの階層は、公正価値測定に全体として重要な一番低い階層のデータを元に決定されます。このために、データの重要性は全体として公正価値測定に対して査定されます。もし公正価値測定が観察不可能なデータに基づいて重大な調整が必要とされる観察可能なデータを用いてなされている場合には、測定はレベル3での測定となります。全体として公正価値測定に対し特定データの重要性を査定する場合には、資産もしくは負債の特定の要因を考慮して判断する必要があります。

何が「観察可能」とされるかは、当ファンドの重要判断が必要となります。経営陣は、容易に入手可能で定期的に配信・更新され、信頼でき検証可能で、私有のものでなく関連ある市場において活発に取引されている独立した発信元から提供される市場データを、観察可能なデータと見なします。

財務諸表内で継続性基準を用いて認識されている資産と負債について、当ファンドは、移動がヒエラルキー内の階層間で発生するかどうかは、各報告期間末において分類を再査定する（全体として公正価値測定に重要な一番低い階層のデータに基づく）ことにより判断します。

公正価値の開示の目的において、当ファンドは資産と負債の分類を、その資産と負債の本質、特性およびリス

くと、上記に述べたように公正価値ヒエラルキーの階層に基づいて決定しました。

#### 4.5 金融資産の減損

当ファンドは、各報告日現在において、金融資産又は金融資産のグループが減損されていないか否かを評価します。当該金融資産の当初認識後に発生した1つ以上の事象（発生した「損失事象」）の結果、減損の客観的な証拠があり、且つ当該損失事象が、当該金融資産又は金融資産グループに関して信頼できる見積りを行うことが可能な将来のキャッシュフローの見積りに対して影響を与える場合に、且つ当該場合においてのみ、金融資産又は金融資産のグループは毀損されたものと見なされます。毀損の証拠には、債務者又は債務者のグループが重大な財政上の困難、利金又は元金の弁済の債務不履行又は支払不能、破産又はその他金融上の再構成手続きに入る可能性に直面している徴候、並びに観察可能なデータが、延滞状況の変化又は債務不履行と関係する景気の変動等将来のキャッシュフローの見積りの測定可能な減少を示している場合が含まれる可能性があります。減損損失が発生しているという客観的な証拠がある場合には、当該損失金額は、当該資産の簿価と将来のキャッシュフローの見積り金額（未だ発生していない将来の予想損失を除く）を当該資産の当初の実効金利を用いて割引いた現在価値の差額として測定されます。当該資産の簿価は引当金勘定を用いて減額され、損失金額は損益勘定において与信損失費用として認識されます。

減損された負債は関連する引当金と共に、将来の回収の現実的可能性が無くなり且つ全ての担保物件が換金され又は当ファンドに移転された場合に償却されます。その後の会計期間において、減損が認識された後にある事象が発生したことにより減損損失の見積り金額が増加又は減少した場合には、以前に認識された減損損失は引当金を調整することにより増額又は減額されます。以前に償却した金額が後に回収された場合には、当該回収金額は与信損失費用に貸方処理されます。

減損された金融資産からの金利収入は、減損損失を測定する目的上、将来のキャッシュフローを割引くために利用された利率を用いて認識されます。

#### 売買目的金融投資

売買目的金融投資に関しては、当ファンドは、各報告日において投資又は投資の集合体が減損している客観的な証拠があるか否かを評価します。

売買目的として分類されるエクイティー投資の場合には、客観的な証拠は投資の公正価値の著しい又は長期間にわたるその取得原価を下回る水準までの下落を含むこととなります。「著しい」は当該投資の当初取得原価に照らして評価され、「長期間にわたる」は公正価値がその当初取得原価を下回っていた期間に照らして評価されます。減損の証拠がある場合には、取得原価と現在の公正価値との差額から損益において過去に認識されていた当該投資に関する一切の減損を控除して測定される累積損失はその他の包括利益から除去され、損益において認識されます。エクイティー投資に関する減損損失は損益を通じた戻入が行われず、減損後の公正価値の上昇はその他の包括利益において直接認識されます。

#### 4.6 金融商品の相殺

認識された金額を相殺する強制可能な法的権利があり且つネットベースで相殺する意図又は当該資産の実現と当該負債の決済を同時に行う意図がある場合に、且つ当該場合においてのみ、金融資産と金融負債は相殺され、ネットベースの金額が財務諸表において報告されます。

#### 4.7 機能通貨および表示通貨

当ファンドの機能通貨は日本円です。日本円は当ファンドが事業を行っている主要な経済的環境における通貨です。当ファンドの経営成績は日本円により評価され、当ファンドの流動性は日本円によって管理されています。従って、日本円が、裏付けとなっている取引、事象並びに環境の経済効果を最も忠実に表示する通貨と考えられます。当ファンドの表示通貨も日本円です。

#### 4.8 外貨の換算

有価証券の売買並びに収益および費用を含む当年中に行われた取引は、当該取引が行われた日に支配的に適用されている為替レートにより換算されます。

外貨建ての金融資産および金融負債は、報告日に支配的に適用されている機能通貨の為替レートにより再換算されます。

取引日の外国通貨による歴史的原価により測定される非貨幣性項目は、当初取引日の為替レートを用いて換算されます。外国通貨で公正価値評価された非貨幣性項目は、当該公正価値が決定された日の為替レートを用いて換算されます。

他の財務諸表における為替変動は、外国為替取引純利益/（損失）として損益計算書に記載されます。

#### 4.9 償還可能参加株式

償還可能参加株式とは、株主の選択により償還が行われる参加株式をいい、金融負債に分類されます。

償還可能な株式から発生する債務は、IFRSに従って計算される純資産価値である償還金額により簿価計上されます。

当ファンドは、株式を現存する株式の純資産価値で発行します。クラスB株式の保有者は、各暦月の最後の7営業日の間に、当該株式を（償還要件に従って計算される）当ファンドの純資産価値に対する比例按分金額に等しい現金により償還することができます。

当ファンドの1株当たり純資産価値は、クラスB株式の保有者に帰属する（償還要件に従って計算される）純資産を、対象となっているクラスB株式数で除することにより計算されます。

#### 4.10 経営者が保有する株式

経営者が保有する株式は自己資本として分類されており、UTI International Ltd.により保有されています。経営者が保有する株式は議決権を有していますが、償還可能参加株式の株主に対する支払後に配当並びに分配金を受領する一切の権利に関して償還可能参加株式の株主に劣後しています。

#### 4.11 収益認識

収益は、当ファンドに対して経済的便益が流入する可能性があり、且つ当該収益が信頼性を持って測定されることができる程度に応じて認識されます。収益は、受領された対価の公正価値によって測定されます。収益の認識に先立って、認識に関する以下の具体的な基準も充足されていなければなりません。

##### 配当収入

配当収入は、支払を受領する当ファンドの権利が確立した時に認識されます。

##### 金利収入

利子収益は、回収不能にならない限り、発生主義で認識されます。

#### 4.12 費用認識

全ての費用は、発生主義で損益勘定に計上されます。

#### 4.13 引当金

引当金は、当ファンドが過去に発生した事象の結果、法的な又は解釈上の義務を負っている場合で、当該義務の決済のために資源の流出が必要となる可能性があり、且つ当該金額の確実な見積りが可能な場合に認識されます。

#### 4.14 関連当事者

財務上並びに事業運営上の意思決定において当事者が直接又は間接に当ファンドに対する支配力を保有しもしくは当ファンドに対して重要な影響力を行使する力を保有している場合、又は、反対に、当ファンドが共通の支配又は共通の重大な影響を受けている場合には、当該当事者は当ファンドに関連していると見なされます。

関連当事者は個人又は他の企業である可能性があります。経営体（重要な役職者の役務を提供する組織）も含まれます。

## 4.15 税金

### 当年度の所得税

当該事業年度の当年度の所得税に関する資産および負債は、税務当局から還付されると予想される金額又は税務当局に対して納付することが予想される金額により測定されます。当該金額の計算のために使用される税率と税法は、当ファンドが事業運営を行い、課税所得を発生させている国において報告日現在制定されており又は実質的に制定されている税率および税法です。

持分勘定において直接認識される項目に関連する当年度の所得税は、損益勘定ではなく、株主勘定において直接認識されます。経営者は、適用される税務法規の取扱いが解釈に従う場合に関して、税務申告において採用した見解を定期的に評価して、必要な場合には引当金を計上します。

### 繰延税金

繰延所得税は、資産および負債の課税上の基礎とされる金額と報告日現在における財務報告上の簿価との一時差異の全額に対して、負債法を用いて設定されます。

繰延税金資産及び負債は、当該繰延税金負債がのれんの償却により発生したものでない場合、又は企業結合ではない取引で且つ当該取引時点において会計上の利益にも税務上の損益にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識により発生したものでない場合には、課税対象の一時差異の全額に関して認識されます。

繰延税金資産の簿価は、各報告日において見直され、一部もしくは全部の繰延税金資産の解消に見合う十分な課税所得が得られる可能性がない場合にはその限度まで減額されます。認識されない繰延税金資産は各報告日において再測定され、将来の課税所得で繰延税金資産が回収される可能性がある範囲で認識されます。

繰延税金負債は、一時差異の解消の時期が管理可能であり且つ当該一時差異が予見できる将来において解消されないと考えることができる場合を除いて、子会社に対する投資に関連する課税対象の一時差異の全額に関して認識されます。

繰延税金資産および繰延税金負債は、既に制定されている税率および税法に基づいてもしくはその後報告日現在において制定されている税率および税法に基づいて、資産が換金され又は負債が決済される事業年度に適用されることが予想される税率により測定されます。

## 5. 重要な会計判断、見積および仮定

### 当ファンドの会計基準を適用する際の重要な会計上の判断

当ファンド財務諸表の作成に際しては、財務諸表に計上される金額に影響を与える判断、見積および試算を要するが、試算および見積等においてはその不確実性のため、今後、資産総額または負債総額に対し重要な変更が必要となる可能性があります。

### 判断

#### 機能通貨の決定

取引の経理処理とその取引から発生した為替差損益は、選択された機能通貨に依存するため、当ファンドの機能通貨の選択は極めて重要です。注記4.7に記載されている通り、当ファンドの取締役は、注記2記載の要素を考慮し、当ファンドの機能通貨を日本円と決定しました。

#### 継続企業

当ファンドの経営陣は、継続企業として存続する当ファンドの能力を評価し、当ファンドが予測可能な将来において事業継続の資源を有していることに満足しました。加えて、経営陣は、当ファンドが継続企業として存

続する能力に多大な疑義を与える重大な不確実性を存知しません。従って、財務諸表は引き続き継続企業ベースで作成されます。

## 売買目的投資の減損

当ファンドは、売買目的投資における減損損失を、公正価値において取得原価より重要で長期間下落している場合に見極めます。当ファンドでは、何を「重要」で「長期間」とするかは、その下落が投資価格における変動性の通常の範囲を逸脱しているかどうかで判断します。また、当ファンドは、当ファンドが保有している投資先企業の財政の健全性悪化の証拠がある場合、業界やセクターの実績が下落した場合、技術もしくは財政のキャッシュフローが悪い方向へ変化した場合、減損が適切であると考えます。

## 6. 売買目的投資

				2016年	2015年
				日本円	日本円
(i)	社債			-	3,428,623
( )	上場株式			1,062,483,888	1,683,592,171
<b>( ) クラスB株式が保有する投資銘柄明細</b>					
<b>銘柄</b>				2016年3月31日	純資産総額に対する
				現在の市場価格	市場価格(%)
<b>上場株式</b>	<b>通貨</b>	<b>株数</b>		日本円	2016年3月31日
<b>自動車および自動車部品</b>					
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	日本円	13,025		<b>26,677,432</b>	2.44
<b>情報通信技術</b>					
BHARTI AIRTEL LTD	日本円	236,913		<b>140,759,857</b>	12.89
IDEA CELLULAR LTD	日本円	189,750		<b>35,260,858</b>	3.23
<b>電子、電機およびエンジニアリング</b>					
CROMPTON GREAVES LTD	日本円	43,825		<b>3,650,847</b>	0.33
CROMPTON GREAVES CONSUMER	日本円	43,825		<b>7,746,992</b>	0.71
ELECTRICALS LTD					
VOLTAS LTD	日本円	25,803		<b>12,099,798</b>	1.11
<b>金属および工業製品</b>					
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	日本円	136,000		<b>26,193,701</b>	2.40
GRINDWELL NORTON LTD	日本円	47,198		<b>53,954,842</b>	4.94
LARSEN & TOUBRO LTD	日本円	84,548		<b>174,106,464</b>	15.94
SHREE CEMENT LTD	日本円	4,127		<b>86,794,877</b>	7.95
FAG BEARINGS INDIA LTD	日本円	7,022		<b>45,423,637</b>	4.16
ULTRATECH CEMENT LTD	日本円	9,155		<b>50,022,325</b>	4.58
<b>電力およびガス</b>					
COAL INDIA LTD	日本円	41,700		<b>20,617,000</b>	1.89
CUMMINS INDIA LTD	日本円	43,690		<b>62,298,567</b>	5.71
OIL & NATURAL GAS CORP LTD	日本円	54,441		<b>19,795,470</b>	1.81
<b>銀行および金融</b>					
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	日本円	53,895		<b>100,886,585</b>	9.24
SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	日本円	14,476		<b>23,379,500</b>	2.14

## その他

AIA ENGINEERING LTD	日本円	17,000	26,996,783	2.47
HINDUSTAN ZINC LTD	日本円	113,770	35,348,451	3.24
INFRASTRUCTURE DEV FINANCE	日本円	68,675	4,697,714	0.43
NTPC LTD	日本円	140,350	30,607,992	2.80
POWER FINANCE CORPORATION	日本円	52,100	15,159,812	1.39
SIEMENS INDIA LTD	日本円	8,796	16,363,300	1.50
THERMAX LTD	日本円	34,204	43,641,084	4.00
		<u>1,484,288</u>	<u>1,062,483,888</u>	<u>97.30</u>
投資額総計			1,062,483,888	97.30
負債を除く他の資産			29,505,376	2.70
純資産			<u>1,091,989,264</u>	<u>100.00</u>

## （ ）公正価値ヒエラルキー

当ファンドは、金融商品の公正価値の決定および開示に評価技法として以下のヒエラルキーを使用しています。

レベル1：活発な市場における同一資産または負債の（調整されない）相場価格

レベル2：直接的または間接的に観察可能であり、公正価値測定に大きな影響を与える最低レベルのインプットに関する評価技法

レベル3：観察不可能であり公正価値測定に大きな影響を与える最低レベルのインプットに関する評価技法

2016年3月31日現在、当ファンドは公正価値で測定された以下の金融商品を有していました。

## 資産の継続的公正価値測定

	2016年3月31日 JPY	Level 1 JPY	Level 2 JPY	Level 3 JPY
売買目的投資	<u>1,062,483,888</u>	<u>1,062,483,888</u>	-	-
	2015年3月31日 JPY	Level 1 JPY	Level 2 JPY	Level 3 JPY
売買目的投資	<u>1,687,020,794</u>	<u>1,687,020,794</u>	-	-

2015年および2016年3月31日に終了した会計年度中、公正価値測定レベル1およびレベル2間での移動はなく、公正価値測定レベル3への移動およびレベル3からの移動はありませんでした。

## 7. 売掛金および前払費用

	2016年 日本円	2015年 日本円
販売有価証券の未収金	1,487,917	-
未収配当金	273,764	120,035
前払費用	115,522	250,256
受取利息	-	5,467
合計	<u>1,877,203</u>	<u>375,758</u>

## 8. 現金および現金同等物

	2016年 日本円	2015年 日本円
Deutsche Bank Mauritius	25,770,959	6,704,877

Deutsche Bank Mumbai	19,541,256	92,271,675
合計	45,312,215	98,976,552

## 9. 買掛金および未払費用

	2016年 日本円	2015年 日本円
関連当事者への支払金（注記14）	579,178	1,083,145
買戻有価証券の未払金	15,000,000	-
未払費用	928,066	1,297,185
未払設立費用	1,123,144	1,201,128
	17,630,388	3,581,458

## 10. 参加型優先株式（クラスB株式）

### 償還可能優先株数

	2016年 株式合計	2015年 株式合計
4月1日現在残高	2,075,780	1,921,185
当期発行額	-	522,695
当期償還額	(357,245)	(368,100)
3月31日現在残高	1,718,535	2,075,780

### 参加型優先株式（クラスB株式）の権利

償還可能優先株式（クラスB株式）に付随する権利および制限は以下の通りです。

- (a) 償還可能優先株式は、企業清算時の保有者に、以下の第34条に規定している権利を付与します。さもなければ、参加型優先株式の権利は、定款の当該部分の規定に従います。
- (b) 償還可能優先株式の保有者は、株主総会への出席通知を受け、出席する権利を有します。本権利は、会社法が別途明確に規定する事柄、あるいは償還可能優先株式の75%以上を有する当該株式の保有者が集団として投票することが、償還可能優先株式の権利、優先、または特権に重大かつ不利な影響を及ぼす改訂を決定するのに必要な場合を除き、種類株主総会以外の総会における投票権を付与しません。
- (c) 償還可能優先株式は、9条の規定に従い移転することができます。
- (d) 償還可能優先株式は、14条の規定に従い償還することができます。

## 11. 課税

当ファンドはインドに投資を行っており、取締役は、モーリシャスとインドの間で締結されている二重課税防止に関する租税条約に基づく利益を得ることを想定しています。当ファンドは、モーリシャスの当局から納税者居住証明を入手しており、当該居住証明は、租税条約の目的上、当ファンドの居住者としての地位を決定する力を持っていると考えています。納税者居住証明は、居住要件が充足されていることを条件として、毎年更新することができます。租税条約に基づくモーリシャスの納税居住者でありながらインドに支店又は恒久的施設を持っていない当ファンドは、有価証券の売却に対するインドにおけるキャピタルゲイン課税の対象となりませんが、インドの有価証券から稼得された金利に対する源泉徴収税の課税対象となります。

当ファンドはカテゴリ1 国際事業免許保有のファンドであるため、世界中での収入から発生する課税所得に対して15%の税率でモーリシャスの法人税が課税されます。当ファンドの国外所得は、モーリシャスの税額と当該国外所得の関連する外国の税額とのどちらか低い方が外国税額控除の対象となります。カテゴリ1 国際事業免許保有のファンドに対する外国税は、当該外国によって課される外国税額か、外国税の推定額のどちらかに基づいています。外国税の推定額は、当該国外所得にかかるモーリシャスの税額の80%に基づいています。外国税額控除の総額を計算するにあたり、ファンドはすべての国外所得をプールすることが認められてい

ます。キャピタルゲインはモーリシャスの課税範囲から外れており、株式の売却により当ファンドが出した取引利益は免税となります。

2016年3月31日時点で、クラスB株式は53,654円(2015年：43,321円)の税務上の繰越損失があるため、将来の課税利益に対して相殺することができます。モーリシャスにおけるファンドのキャピタルゲインは、非課税となります。

#### ( ) 法人税(資産)/債務

	2016年 日本円	2015年 日本円
4月1日時点	(43,321)	31,831
過払い前期法人税	(5,389)	-
前期法人税支払債務	48,710	(31,831)
当期中払込APS	(34,071)	(94,134)
当期法人税	87,725	50,813
3月31日時点	<u>53,654</u>	<u>(43,321)</u>

#### ( ) 法人税費用

	2016年 日本円	2015年 日本円
過払い前期法人税	(5,389)	-
当期法人税費用	87,725	50,813
	<u>82,336</u>	<u>50,813</u>

( ) 税金費用と2016年および2015年3月31日時点の税率を乗じて得た会計上利益の調整は、以下の通りです。

	2016年 日本円	2015年 日本円
税引前利益	73,594,972	57,369,388
所得税(15%)	11,039,246	8,605,408
影響:		
非課税所得	(14,596,843)	(10,852,269)
損金不算入項目	3,996,219	2,500,928
外国税額控除	(350,897)	(203,254)
	<u>87,725</u>	<u>50,813</u>

## 12. 機能通貨および表示通貨

当ファンドの財務諸表は日本円で表示されています。当ファンドが運用する主な金融通貨は日本円で調達され、現在、ファンドが金融資産を最終処分したことにより生じた他通貨は日本円に換金される予定であるため、当ファンドの取締役は機能通貨を日本円と決定いたしました。

2016年および2015年3月31日現在で下記為替レートが適用されました。

	2016年		2015年	
	平均レート	最終レート	平均レート	最終レート
USD/JPY	120.13	112.31	109.86	119.63
INR/JPY	1.84	1.69	1.79	1.92

## 13. 金融リスク管理の目的と方針

### 公正価値

ファンドの金融資産および負債の簿価は、それらの公正価値に近似します。

売買目的金融資産の公正価値は、活況な市場における市場価格から得られます。

### 金融商品運用の戦略

当ファンドの運用は、さまざまな金融リスクを伴います。信用リスク、流動性リスクおよび市場リスク(価格リスクおよび為替リスクを含みます)。

以下の注記は、当ファンドに関わる上記各リスク、ファンドの目的、方針、リスク測定と管理過程、およびファンドの資本管理についての情報を提示します。さらに、当財務諸表には取引金額が記載されています。

取締役会は、当ファンドのリスク管理体制の設立と監視に関し全体的な責任を負っています。

当ファンドのリスク管理方針は、ファンドが直面するリスクの特定および分析、適切なリスク限度の設定とコントロール、およびリスクの監視と限度の遵守のために制定されました。リスク管理方針およびシステムは定期的に見直され、市場の状況やファンドの運用状況の変化を反映させます。

### 信用リスク

信用リスクは、金融商品取引の相手方が義務または当ファンドと結んだ契約を履行しそこなうというリスクを示します。

金融資産にとって、ファンドが潜在的に直面する信用リスクの主なものは、定期預金、現金、対ブローカー債権です。当ファンドは、現金および有価証券の決済業務を大手の金融機関に依頼することで、信用リスクの軽減を計ろうとします。すべての投資取引は、認可を受けたブローカーを利用して、決済および、あるいは受渡払いとしています。ブローカーの支払い受領後にのみ有価証券を発送しているため、債務不履行のリスクは少ないと言えます。購買に際しては、ブローカーが有価証券を受け取った後に支払いを実施しています。いずれかの当事者が義務を果たさない場合は、取引が成立しないこととなります。当ファンドの最大限の信用リスクは、当ファンドの貸借対照表に記録された額までとなります。期限経過または不良債権となった金融資産、あるいは、今後、期限経過または不良債権となる金融資産ありません。

貸借対照表の日付において、クラスB株式の最大限の信用リスク額は、下記の通りとなります。

	2016年 日本円	2015年 日本円
売掛金（前払金を除く）	1,761,681	125,502
現金および現金同等物	45,312,215	98,976,552
	47,073,896	99,102,054

### 流動性リスク

流動性リスクは、当ファンドが金融負債に関連した義務を果たすことが困難になるリスクを示します。流動性リスクは、当ファンド内の株式保有者からの償還が主因となります。このリスクは、資産に投資することで、通常の市場の状況であれば、現金化すること、および短期の負債に見合う十分なレベルの現金を維持することで、コントロールできます。

2016年および2015年3月31日現在、契約上の割引前支払金に基づく。クラスB株式の金融負債における満期償還状況は、下記の通りとなります。

	要求に応じて	3ヶ月以内	3ヶ月以上 12ヶ月以内	5年以上	総額
期末	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
2016年3月31日					
負債					

買掛金および 未払費用	-	17,630,388	-	-	17,630,388
償還可能優先株	1,091,989,264	-	-	-	1,091,989,264
負債総額	<u>1,091,989,264</u>	<u>17,630,388</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>1,109,619,652</u>

	要求に応じて	3ヶ月以内	3ヶ月以上 12ヶ月以内	5年以上	総額
期末	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
2015年3月31日					
負債					
買掛金および 未払費用	-	3,581,458	-	-	3,581,458
償還可能優先株	1,782,834,967	-	-	-	1,782,834,967
負債総額	<u>1,782,834,967</u>	<u>3,581,458</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>1,786,416,425</u>

## 市場リスク

市場リスクは、金融商品の市場価値が変動することで引き起こされる潜在的損失です。当ファンドの市場リスクは、金利、外国為替レートおよび価格の変動率を含むいくつかの要因によって決定されます。当ファンドは、リスク管理戦略および投資に対する市場動向の影響を評価するさまざまな分析監視手法を使用して、市場リスクを管理します。

## 価格リスク

2016年3月31日現在、当ファンドの投資は、インド株式市場に対し著しく集中しており、他の成熟した市場への投資には通常見られない、ある程度考慮すべき点やリスクを抱えています。市場規模の狭小性、低い流動性、高い変動性に加え、インドの証券市場はまだ未成熟な市場と見られるところがあり、インドの発行体に関する情報は成熟した市場よりも少ないと言えます。インドの将来の経済的又政治的な展開が、当ファンドの投資先有価証券の流動性および/又は価値、あるいはその双方に対し、不利な影響を与える可能性があります。

マネージメント評価による合理的株価格変動は、当ファンドの主要マネージメントが内部適用する感度率である10%とします。

株価が10%上昇/下落した場合、当期中のクラスB株式の保有者に帰属する純資産および利益は106,248,389円(2015年:168,702,079円)増加/減少したことになります。

## 為替リスク

為替リスクは、金融商品の価値が外国為替レートの変動により影響されるリスクを示します。

当ファンドは株式に投資を行い、インドルピー建て資産および負債を保有しています。その結果、日本円のインドルピーに対する為替レートの変動が、当ファンドのインドルピー建て資産および負債に重大な影響を与えるリスクがあります。

下記は、感度10%に関連した外国通貨に対する日本円の増加および減少を表しています。マネージメント評価による合理的外国為替変動は、為替リスクを主要マネージメントが内部報告する際に適用する10%とします。感度分析は未決済の外国通貨建て貨幣項目にのみ行われ、会計年度末外国通貨レートを10%変更して調整します。下記のマイナスの数字は、日本円が関連通貨に対して、10%円高になった結果、利益が減少したことを表しています。日本円が関連通貨に対して、10%円安になった場合、純資産に対して同じく逆の影響があり、下記残高はプラスになります。

クラスB株式の保有者に帰属するインドルピーに対して10%円高になった場合の影響は、下記の通りとなります。

感度分析後	日本円/ インドルピー 2016年 日本円	売買目的投資 2016年 日本円	日本円/ インドルピー 2015年 日本円	売買目的投資 2015年 日本円
1年	1.863	965,894,444	2.111	1,533,655,267
その他の投資の減少		(96,589,444)		(153,365,527)

## 通貨概要

クラスB株式の金融資産および負債の通貨別概要は、下記の通りとなります。

	金融資産 2016年 3月31日 日本円	金融負債 2016年 3月31日 日本円	金融資産 2015年 3月31日 日本円	金融負債 2015年 3月31日 日本円
インドルピー	1,083,786,825	-	1,779,417,971	-
米ドル	-	2,630,388	-	3,581,458
日本円	25,770,959	15,000,000	6,704,877	-
	<u>1,109,557,784</u>	<u>17,630,388</u>	<u>1,786,122,848</u>	<u>3,581,458</u>

上記の表には、満期前償還並びにクラスB株式の保有者に帰属する純資産は含まれていません。

## 金利リスク

金利リスクは、利率の変化が将来のキャッシュフロー又は金融商品の公正価値に対して影響を与える可能性から発生します。取締役会は、定められた期間に関する金利ギャップの限度を設定しています。

下記の表は、次回の契約上の金利改定日又は最終償還日のいずれか早く到来する日までの残余期間の面から、当ファンドの金利リスクエクスポージャーを分析したものです。変動金利の欄は、定められている日にプライシングの改定を行う変動利付きの金融資産又は金融負債ではなく、むしろ裏付けとなる利率の指数が変動した場合にその都度プライシングを改定する変動利率付きの金融資産又は金融負債を表示しています。

	変動金利 日本円	1年以内 日本円	非金利感応度 日本円
2016年3月31日現在			
金融資産	45,312,215	45,312,215	1,064,245,569
金融負債	-	-	17,630,388
	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>17,630,388</u>
2015年3月31日現在			
金融資産	98,976,552	98,976,552	1,687,146,296
金融負債	-	-	3,581,458
	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>3,581,458</u>

社内における金利リスクの評価においては、10ベースポイントという感応度分析利率が経営者によって用いられており、当該10ベースポイントという感応度分析利率の変化は、合理的な範囲における利率の変動可能性に関する経営者の判断を表しています。

当ファンドの金融資産に対する利率の変化の影響は極めて小さなものです。従って、当ファンドの税引前利益に対する感応度分析の影響は無視できるものと思われます。

## 資本管理

株式発行および償還能力により、当ファンドの資本は、償還ならびに募集に対する需要に基づき変化します。

資本管理に関し、当ファンドの目的は下記の通りとなります。

- ・覚書に記載される詳細、リスク・エクスポージャーおよび予想利益に合致する投資に資本を投資すること
- ・分散投資、デリバティブならびにその他最新の資本市場および様々な投資戦略やヘッジ技術を利用して、資本を安全に確保しつつ、矛盾のない払戻しを成し遂げること
- ・当ファンドの費用および償還要求に合致する十分な流動性を維持すること
- ・当ファンドの効率的費用運営に資する十分なファンド・サイズを維持すること

## 14. 関連当事者間取引

下記会計年度において、当ファンドは関連当事者との間における取引を行っております。関連当事者間取引の性格および取引金額は以下の通りであります。

### ( ) その他の関係会社

	2016年 日本円	2015年 日本円
UTI Investment Management Company (Mauritius) Limitedに 対する運用報酬		
4月1日時点	1,083,145	579,902
包括利益計算書費用計上金額	9,908,425	9,913,565
当期中払込金額	(10,412,392)	(9,410,322)
3月31日時点	<u>579,178</u>	<u>1,083,145</u>

### ( ) 経営幹部

当ファンドの二人の取締役、フレデリック・ウォルフガング・フィリップス氏とラビ・チャンドリアン・カーナーサミー氏は、ドイチェ・インターナショナル・トラスト・コーポレーション（モーリシャス）リミテッド（以下「管理事務代行」）の従業員でもあるため、当ファンドと管理事務代行との間の管理事務代行契約に従って、受益権を保有すると見なされます。

これらの関係者との取引は以下のように説明されます。

	2016年 日本円	2015年 日本円
ドイチェ・インターナショナル・トラスト・コーポレーション（モーリシャス）リミテッドへ支払われる管理運営費		
4月1日付	196,991	239,753
損益への計上額	958,124	955,669
年間支払額	(1,115,112)	(998,431)
3月31日付	<u>40,003</u>	<u>196,991</u>

## 15. 運用報酬、保管報酬および事務管理代行費用

### 運用報酬

投資マネージャーは、UTI Investment Management Company (Mauritius) Limitedおよび当ファンド間で締結された投資顧問契約に従って、日々発生する運用報酬として、日々の資産の年率0.7%に相当する運用報酬を受け取る権利を保有しています。

### 保管報酬

保管銀行であるDeutsche Bank AGは、2006年12月8日付保管契約に基づき、月末評価をもとに、年率0.03%にあたる保管報酬を毎月受取る権利を保有しています。

## 事務管理代行費用

Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Ltdは当ファンドに対する事務管理代行サービスを提供するために指名され、事務管理代行費用は、管理事務代行契約に設定された双方が同意した変動手数料基準に基づいて支払われます。

## 16. 後発事象

報告日以降、当財務諸表に開示すべき、および/または訂正を行うべき重大な事象はありません。

（参考情報）

Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class B の2016年10月末日付け有価証券明細

銘柄名	業種	株数	円評価額	組入比率 (%)
LARSEN & TOUBRO LTD	資本財	83,548	194,633,653	17.5
BHARTI AIRTEL LTD	通信サービス	231,413	116,235,423	10.5
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行・金融サービス	47,895	104,796,736	9.4
SHREE CEMENT LTD	セメント・建設資材	3,577	94,090,493	8.5
CUMMINS INDIA LTD	電力・電気設備	43,690	58,482,894	5.3
ULTRATECH CEMENT LTD	セメント・建設資材	8,655	54,192,660	4.9
GRINDWELL NORTON LTD	資本財	94,396	49,593,611	4.5
FAG BEARINGS INDIA LTD	自動車・自動車部品	7,022	48,828,579	4.4
THERMAX LTD	電力・電気設備	34,204	45,793,139	4.1
HINDUSTAN ZINC LTD	金属・鉱業	98,770	39,413,029	3.5
NTPC LTD	電力・電気設備	140,350	33,682,673	3.0
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	電力・電気設備	136,000	29,766,078	2.7
AIA ENGINEERING LTD	資本財	12,500	25,386,192	2.3
OIL & NATURAL GAS CORP LTD	エネルギー	54,441	24,706,122	2.2
SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	銀行・金融サービス	14,476	24,671,266	2.2
IDEA CELLULAR LTD	通信サービス	189,750	22,791,535	2.0
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	自動車・自動車部品	11,025	22,779,033	2.0
COAL INDIA LTD	金属・鉱業	41,700	21,323,266	1.9
POWER FINANCE CORPORATION	銀行・金融サービス	104,200	20,375,173	1.8
SIEMENS LTD	資本財	8,796	16,385,046	1.5
VOLTAS LTD	資本財	25,803	15,758,784	1.4
CROMPTON GREAVES CONSUMER ELECTRICALS LTD	消費財	43,825	12,583,108	1.1
CROMPTON GREAVES LTD	電力・電気設備	43,825	5,267,428	0.5

有価証券明細の組入比率は外国投資法人である「Shinsei UTI India Fund(Mauritius) Limited」Class B投資証券の純資産総額を基に算出した比率です。

上記の業種はUTIアセット・マネジメントの業種区分に基づいています。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2016年10月31日現在です。

### 【新生・U T I インドインフラ関連株式ファンド】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	1,139,423,849円
負債総額	557,338円
純資産総額（ - ）	1,138,866,511円
発行済口数	1,790,380,467口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6361円

（参考）

新生 ショートターム・マザーファンド

#### 純資産額計算書

資産総額	248,006,766円
負債総額	557円
純資産総額（ - ）	248,006,209円
発行済口数	243,644,507口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0179円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとしします。

### （2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

### （3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

#### 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとしします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

#### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### （1）資本金の額等

平成28年10月末現在の委託会社の資本金の額：	495,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	39,600株
発行済株式総数：	9,900株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項なし

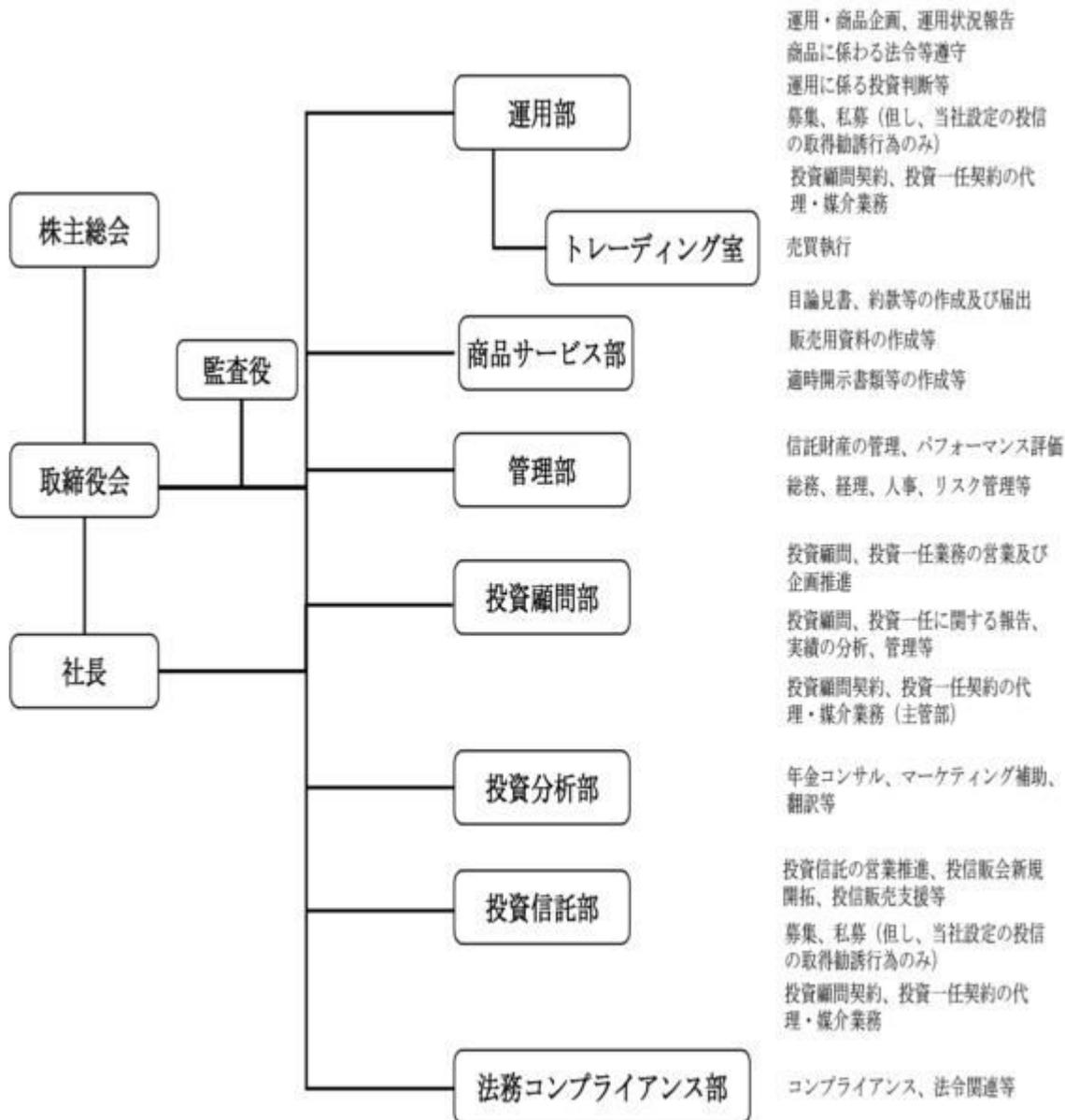
##### （2）会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

\* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



### （3）投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長および商品サービス部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

上記体制は平成28年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

平成28年10月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計54本（追加型投資信託23本、単位型投資信託31本）であり、純資産の総額は196,158百万円（百万円未満切捨）です。

## 3【委託会社等の経理状況】

## (1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第38条および第57条の規定により、中間財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

## (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第16期事業年度に係る中間会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

## 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

期 別		第14期 (平成27年3月31日現在)		第15期 (平成28年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金	2	719,681		687,436	
前払費用		9,319		8,861	
未収還付法人税等	2	557		-	
未収委託者報酬		252,203		303,876	
未収運用受託報酬		14,864		12,264	
未収収益		4,631		3,817	
立替金		8,320		7,776	
流動資産計		1,009,579		1,024,033	
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	34,358		31,934	
器具備品	1	1,514		2,468	
建設仮勘定		-		116	
投資その他の資産		44,119		44,119	
差入保証金	2	44,119		44,119	
固定資産計		79,991		78,639	
資産合計		1,089,570		1,102,672	

期 別		第14期 (平成27年3月31日現在)		第15期 (平成28年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
未払金			181,346		206,117
未払手数料	2	129,714		153,353	
その他未払金	2	51,632		52,763	
未払費用			13,902		9,114
未払法人税等			1,322		2,113
未払消費税等			19,067		13,063
賞与引当金			29,283		30,889
役員賞与引当金			5,400		3,000
預り金			5,456		3,653
流動負債計			255,778		267,952
固定負債					
資産除去債務			29,094		29,697
繰延税金負債			7,120		6,412
固定負債計			36,214		36,110
負債合計			291,992		304,062
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		302,578		303,609	
利益剰余金合計			302,578		303,609
株主資本合計			797,578		798,609
純資産合計			797,578		798,609
負債・純資産合計			1,089,570		1,102,672

## (2) 【損益計算書】

期 別		第14期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)		第15期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
委託者報酬		1,188,825		1,295,803	
運用受託報酬		79,093		54,692	
その他営業収益		19,139		16,599	
営業収益計			1,287,058		1,367,095
営業費用					
支払手数料	1	656,495		695,078	

広告宣伝費		39,245		26,744	
公告費		600		600	
調査費					
図書費		322		333	
調査費		202,700		192,213	
委託計算費		18,944		20,504	
営業雑経費					
通信費		800		865	
印刷費		23,277		11,080	
協会費		2,245		2,183	
その他営業雑経費		7,604		8,592	
営業費用計			952,236		958,195
一般管理費					
給料					
役員報酬		38,880		37,350	
給料・手当		164,896		173,312	
賞与		-		5,909	
賞与引当金繰入額		24,399		30,889	
役員賞与引当金繰入額		5,400		3,000	
退職給付費用		28,123		29,659	
交際費		505		266	
旅費交通費		7,351		7,002	
租税公課		3,564		4,175	
不動産賃借料		44,119		44,119	
固定資産減価償却費		3,229		3,258	
資産除去債務利息費用		591		603	
諸経費		63,907		69,374	
一般管理費計			384,968		408,922
営業利益又は営業損失( )			50,146		22
営業外収益					
受取利息	1	74		48	
役員賞与引当金戻入益		-		3,075	
雑収入		14		50	
営業外収益計			88		3,174
営業外費用					
為替差損		333		518	
雑損失		3		3	
営業外費用計			336		522
経常利益又は経常損失( )			50,394		2,629
特別損失					
固定資産除却損		24		0	
特別損失計			24		0
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )			50,419		2,629
法人税、住民税及び事業税	1	255		2,305	
法人税等調整額		1,392	1,648	707	1,598
当期純利益又は当期純損失( )			48,770		1,030

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

第14期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			株主資本合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	495,000	351,349	351,349	846,349	846,349
当期変動額					
当期純損失（ ）		48,770	48,770	48,770	48,770
当期変動額合計		48,770	48,770	48,770	48,770
当期末残高	495,000	302,578	302,578	797,578	797,578

第15期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			株主資本合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	495,000	302,578	302,578	797,578	797,578
当期変動額					
当期純利益		1,030	1,030	1,030	1,030
当期変動額合計		1,030	1,030	1,030	1,030
当期末残高	495,000	303,609	303,609	798,609	798,609

## 〔重要な会計方針〕

項目	内容
1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～38年 器具備品 4～20年
2. 引当金の計上基準	賞与引当金及び役員賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末における支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。  連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

## 〔注記事項〕

(貸借対照表関係)

第14期 (平成27年3月31日現在)	第15期 (平成28年3月31日現在)

<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 14,018千円</p> <p>器具備品 11,055千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 385,080千円</p> <p>差入保証金 44,119千円</p> <p>未払手数料 65,673千円</p> <p>未収還付法人税等 545千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち連結納税親会社から収受する金額であります。</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 16,441千円</p> <p>器具備品 9,760千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 271,532千円</p> <p>差入保証金 44,119千円</p> <p>未払手数料 96,717千円</p> <p>その他未払金 1,804千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>
---	--

## (損益計算書関係)

第14期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 347,741千円</p> <p>受取利息 74千円</p> <p>法人税、住民税及び事業税 545千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社から収受する金額であります。</p>	<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 408,701千円</p> <p>受取利息 48千円</p> <p>法人税、住民税及び事業税 1,804千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>

## (株主資本等変動計算書関係)

第14期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)																				
発行済株式に関する事項	発行済株式に関する事項																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">株式の種類</th> <th style="text-align: center;">当事業 年度期首</th> <th style="text-align: center;">増加</th> <th style="text-align: center;">減少</th> <th style="text-align: center;">当事業 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">普通株式(株)</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	普通株式(株)	9,900			9,900	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">株式の種類</th> <th style="text-align: center;">当事業 年度期首</th> <th style="text-align: center;">増加</th> <th style="text-align: center;">減少</th> <th style="text-align: center;">当事業 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">普通株式(株)</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	普通株式(株)	9,900			9,900
株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	
株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	

## (リース取引関係)

第14期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (金融商品関係)

第14期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

## 1. 金融商品の状況に対する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

## (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	719,681	719,681	-
未収委託者報酬	252,203	252,203	-
未収運用受託報酬	14,864	14,864	-
差入保証金	44,119	35,130	8,989
資産計	1,030,869	1,021,879	8,989
未払手数料	129,714	129,714	-
その他未払金	51,632	51,632	-
負債計	181,346	181,346	-

## (2) 時価の算定方法

資 産

## 預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

## 未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

#### (4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	719,681	-
未収委託者報酬	252,203	-
未収運用受託報酬	14,864	-
差入保証金	-	44,119
合計	986,749	44,119

第15期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

#### 1. 金融商品の状況に対する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

##### (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	687,436	687,436	-
未収委託者報酬	303,876	303,876	-
未収運用受託報酬	12,264	12,264	-
差入保証金	44,119	40,904	3,215
資産計	1,047,697	1,044,481	3,215
未払手数料	153,353	153,353	-
その他未払金	52,763	52,763	-
負債計	206,117	206,117	-

##### (2) 時価の算定方法

資 産  
預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	687,436	-
未収委託者報酬	303,876	-
未収運用受託報酬	12,264	-
差入保証金	-	44,119
合計	1,003,577	44,119

(有価証券関係)

第14期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第15期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第14期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第15期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第14期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)																
<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報</p> <p>(1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)</th> <th>新生・UTI インドファンド</th> <th>アメリカン・ ドリーム ・ファンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td>389,461</td> <td>283,257</td> <td>215,017</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示していません。</p>		エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	新生・UTI インドファンド	アメリカン・ ドリーム ・ファンド	営業収益	389,461	283,257	215,017	<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報</p> <p>(1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新生・UTI インドファンド</th> <th>エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)</th> <th>アメリカン・ ドリーム ・ファンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td>304,078</td> <td>232,406</td> <td>193,368</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示していません。</p>		新生・UTI インドファンド	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム ・ファンド	営業収益	304,078	232,406	193,368
	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	新生・UTI インドファンド	アメリカン・ ドリーム ・ファンド														
営業収益	389,461	283,257	215,017														
	新生・UTI インドファンド	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム ・ファンド														
営業収益	304,078	232,406	193,368														

## (資産除去債務関係)

第14期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの				資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの			
1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。				1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。			
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。				2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。			
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)				3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)			
期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高	期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高
28,502		591	29,094	29,094		603	29,697

## ( 関連当事者情報 )

第14期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	347,741	未払 手数料	65,673
							連結法人税額	545	未収還付 法人税等	545
							敷金の差入		差入 保証金	44,119

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第15期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	408,701	未払 手数料	96,717
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	1,804	その他 未払金	1,804
							敷金の差入		差入 保証金	44,119

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

## (税効果会計関係)

第14期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>未払事業税 341千円</p> <p>未払事業所税 261千円</p> <p>賞与引当金等 13,186千円</p> <p>評価性引当額 13,789千円</p> <p style="text-align: right;">小計 千円</p> <p>固定資産</p> <p>資産除去債務 9,397千円</p> <p>繰越欠損金 21,995千円</p> <p>その他 333千円</p> <p>評価性引当額 31,726千円</p> <p style="text-align: right;">小計 千円</p> <p style="text-align: right;">繰延税金資産合計 千円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>固定負債</p> <p>建物（除去費用） 7,120千円</p> <p style="text-align: right;">小計 7,120千円</p> <p style="text-align: right;">繰延税金負債合計 7,120千円</p> <p>差引：繰延税金負債の純額 7,120千円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>未払事業税 534千円</p> <p>未払事業所税 244千円</p> <p>賞与引当金等 12,027千円</p> <p>評価性引当額 12,806千円</p> <p style="text-align: right;">小計 千円</p> <p>固定資産</p> <p>資産除去債務 9,093千円</p> <p>繰越欠損金 20,136千円</p> <p>その他 307千円</p> <p>評価性引当額 29,537千円</p> <p style="text-align: right;">小計 千円</p> <p style="text-align: right;">繰延税金資産合計 千円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>固定負債</p> <p>建物（除去費用） 6,412千円</p> <p style="text-align: right;">小計 6,412千円</p> <p style="text-align: right;">繰延税金負債合計 6,412千円</p> <p>差引：繰延税金負債の純額 6,412千円</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 35.64%</p> <p>住民税均等割 0.57%</p> <p>交際費等永久に損金に 算入されない項目 0.42%</p> <p>評価性引当額増減 25.40%</p> <p>税率変更による期末繰延 税金負債の減額修正 7.55%</p> <p>その他 1.58%</p> <p style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税 等負担額 3.27%</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 33.06%</p> <p>住民税均等割 11.03%</p> <p>交際費等永久に損金に 算入されない項目 2.08%</p> <p>評価性引当額増減 120.63%</p> <p>前期連結法人税個別帰属額の 当期修正 1.26%</p> <p>役員賞与引当金 29.23%</p> <p>税率変更による影響 103.44%</p> <p>その他 1.30%</p> <p style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税 等負担額 60.79%</p>
<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることに伴い、当事業年度は繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは、35.64%から33.06%に、平成28年4月1日からのものは32.30%に変更されております。その結果、繰延税金負債の金額が727千円減少し、法人税等調整額の金額が727千円減少しております。</p>	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることに伴い、当事業年度は繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは、32.30%から30.86%に、平成30年4月1日からのものは30.62%に変更されております。その結果、繰延税金負債の金額が346千円減少し、法人税等調整額の金額が346千円減少しております。</p>

## （退職給付関係）

第14期 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	第15期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

## （1株当たり情報）

第14期 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	第15期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
1株当たり純資産額 80,563円51銭 1株当たり当期純損失 4,926円36銭 （注） 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純損失は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 80,667円65銭 1株当たり当期純利益 104円13銭 （注） 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

## （重要な後発事象）

第15期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## （1）中間貸借対照表

期 別		当中間会計期間末 （平成28年9月30日現在）	
科目	注記 番号	金額（千円）	
（資産の部）			
流動資産			
預金		691,366	
立替金		3,476	
前払費用		8,065	
未収入金		221	
未収委託者報酬		287,357	
未収運用受託報酬		10,978	
未収収益		3,905	
流動資産計		1,005,372	
固定資産			
有形固定資産		32,904	
建物	1	30,813	

器具備品	1	2,090	
投資その他の資産			44,119
差入保証金		44,119	
固定資産計			77,023
資産合計			1,082,395

期 別		当中間会計期間末 (平成28年9月30日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
流動負債			
未払金			186,333
未払手数料		144,939	
その他未払金		41,393	
未払費用			9,070
未払法人税等			2,565
未払消費税等			11,699
賞与引当金			20,556
役員賞与引当金			2,530
預り金			3,168
流動負債計			235,923
固定負債			
資産除去債務			30,006
繰延税金負債			6,243
固定負債計			36,249
負債合計			272,173
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			495,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		315,222	
利益剰余金合計			315,222
株主資本合計			810,222
純資産合計			810,222
負債・純資産合計			1,082,395

## (2) 中間損益計算書

期 別		当中間会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
	注記	

科目	番号	金額（千円）	
営業収益			
委託者報酬		694,044	
運用受託報酬		24,586	
その他営業収益		7,393	
営業収益計			726,024
営業費用			
支払手数料		358,693	
広告宣伝費		6,296	
公告費		600	
調査費			
図書費		180	
調査費		104,642	
委託計算費		14,092	
営業雑経費			
通信費		455	
印刷費		2,915	
協会費		1,156	
その他営業雑経費		4,621	
営業費用計			493,654
一般管理費			
給料			
役員報酬		16,980	
給料・手当		89,773	
役員賞与		59	
賞与		7,420	
賞与引当金繰入額		20,556	
役員賞与引当金繰入額		2,530	
退職給付費用		15,282	
交際費		1	
旅費交通費		3,519	
租税公課		2,961	
不動産賃借料		22,059	
固定資産減価償却費	1	1,494	
資産除去債務利息費用		308	
諸経費		36,154	
一般管理費計			219,101
営業利益			13,268
営業外収益			
受取利息		1	
営業外収益計			1
営業外費用			
為替差損		226	
雑損失		4	
営業外費用計			230
経常利益			13,039
税引前中間純利益			13,039
法人税、住民税及び事業税		1,595	
法人税等調整額		168	1,426
中間純利益			11,612

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本			株主資本合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	495,000	303,609	303,609	798,609	798,609
当中間期変動額					
中間純利益		11,612	11,612	11,612	11,612
当中間期変動額合計		11,612	11,612	11,612	11,612
当中間期末残高	495,000	315,222	315,222	810,222	810,222

## 〔重要な会計方針〕

項目	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物          8～38年 器具備品     4～20年
2. 引当金の計上基準	賞与引当金及び役員賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末における支給見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

## 〔会計方針の変更〕

当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 なお、当中間会計期間において、中間財務諸表への影響額はありません。

## 〔追加情報〕

当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間会計期間から適用しております。

〔注記事項〕

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 （平成28年9月30日現在）	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	17,562 千円
器具備品	9,486 千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）	
1. 減価償却実施額	
有形固定資産	1,494 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間 （自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少
	普通株式(株)	9,900		
				当中間会計期間末 9,900
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。			
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。			
4. 配当に関する事項	該当事項はありません。			

（リース取引関係）

当中間会計期間 （自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）	
該当事項はありません。	

（金融商品関係）

当中間会計期間末（平成28年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

（1）中間貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	691,366	691,366	-
未収委託者報酬	287,357	287,357	-
未収運用受託報酬	10,978	10,978	-
差入保証金	44,119	41,758	2,361
資産計	1,033,822	1,031,460	2,361
未払手数料	144,939	144,939	-
その他未払金	41,393	41,393	-
負債計	186,333	186,333	-

（2）時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金について、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合には、当該価額が異なる場合もあります。

（有価証券関係）

当中間会計期間末 （平成28年9月30日現在）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末

(平成28年9月30日現在)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

当中間会計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	当中間会計期間末残高
29,697		308	30,006

## (セグメント情報等)

当中間会計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)

## 1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) サービスごとの情報

資産運用業区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

	新生・UTI インドファンド	アメリカン・ドリーム・ ファンド	エマージング・カレンシー・ 債券ファンド(毎月分配型)
営業収益	121,495	85,353	84,062

## (注)

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

## (1株当たり情報)

当中間会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	
1株当たり純資産額	81,840 円 65 銭
1株当たり中間純利益	1,172 円 99 銭
(注)	
1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
中間純利益	11,612 千円
普通株主に帰属しない金額	
普通株式に係る中間利益	11,612 千円
期中平均株式数	9,900 株

## (重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
該当事項はありません。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

## (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

## (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成28年9月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円（平成28年9月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

## （２）販売会社

名 称	資本金の額 （平成28年9月末現在）	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
立花証券株式会社	6,695百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
ばんせい証券株式会社	1,558百万円	
フィデリティ証券株式会社	7,658百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
リテラ・クリア証券株式会社	3,794百万円	
株式会社新生銀行	512,204百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

### （１）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

### （２）販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

## 3【資本関係】

### （１）受託会社

該当事項はありません。

### （２）販売会社

株式会社新生銀行は、委託会社の株式を100%保有する親会社です。

## 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成28年 1月26日	有価証券届出書
平成28年 1月26日	有価証券報告書
平成28年 7月26日	有価証券届出書の訂正届出書
平成28年 7月26日	半期報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月3日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 信之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中島 紀子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年12月13日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・UTIインドインフラ関連株式ファンドの平成27年10月27日から平成28年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生・UTIインドインフラ関連株式ファンドの平成28年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月9日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山田信之 印
--------------------	--------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中島紀子 印
--------------------	--------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。